

巻末資料

(1) 報告会のお知らせ

(2) 報告会発表資料

- プログラム
- 事業概要
- カメルーン共和国
- ガボン共和国
- モザンビーク共和国
- アメリカ合衆国
- オーストラリア連邦①生産国情報
- オーストラリア連邦②先進事例
- ニュージーランド

(3) 報告会での質疑応答

令和元年度林野庁委託事業 「クリーンウッド」利用推進事業のうち 海外情報収集事業 調査結果報告会開催のお知らせ

平成 29 年に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」により、国内の木材関連事業者には取り扱う木材等の合法性の確認を行うことが求められています。合法性の確認の際には、伐採国、樹種、数量及び伐採に係る合法性証明書の確認をし、合法性の確認ができない場合は追加的な情報収集が必要になる場合があります。

林野庁はこのため、標記委託事業を実施し、**木材生産国の木材の伐採・流通に関する制度に関する調査**を実施しました。また、**違法伐採対策に関する法制度がある国の取組情報を先進事例として情報収集**を行いました。本報告会では、同事業で調査対象国としたカメルーン、ガボン、モザンビーク、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドにおける国内法令の整備状況及び同規則に基づく取組状況等を、林野庁から共同事業体として事業を受託した地球環境戦略研究機関（IGES）、全国木材検査・研究協会（全木検）及び日本森林技術協会（日林協）の調査担当者から調査結果を報告します。

これらの情報は、木材関連事業者が実施する合法性の確認の参考になると考えられますので、多くの関係者に参加いただきたくお知らせします。

- **日時**：2021 年 3 月 5 日（金）13：30 - 16：00

- **場所**：Zoom によるオンライン開催

- **プログラム**（予定）

13:30 開会

開会の挨拶 長野麻子（林野庁木材利用課長）

カメルーン共和国 西尾秋祝（日林協）

ガボン共和国 鈴木圭（日林協）

モザンビーク共和国 藤崎泰治（IGES）

アメリカ合衆国 佐々木亮（全木検）

オーストラリア連邦① 鮫島弘光（IGES）

オーストラリア連邦② 山ノ下麻木乃（IGES）

ニュージーランド 小澤眞虎人（全木検）

16：00 閉会

- **申し込み**（要事前申し込み、3 月 4 日締め切り）

下記リンクからお申込み下さい。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_LJ7OuGaaSCWgXkhDEyWTVQ

- **ご連絡先**：公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (fc@iges.or.jp)

令和元年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち 海外情報収集事業調査結果報告会

2021年3月5日(金) 13:30 - 16:00

本日のプログラム

13:30	開会 ご挨拶(林野庁木材利用課長 長野麻子様) 事業の概要説明
13:40	カメルーン共和国 日本森林技術協会 西尾秋祝
13:55	ガボン共和国 日本森林技術協会 鈴木圭
14:10	モザンビーク共和国 地球環境戦略研究機関 藤崎泰治
14:25	質疑応答

14:40	アメリカ合衆国 全国木材検査・研究協会 佐々木亮
14:55	オーストラリア生産国情報 地球環境戦略研究機関 飯島弘光
15:10	オーストラリアの先進事例 地球環境戦略研究機関 山ノ下麻木乃
15:25	ニュージーランド 全国木材検査・研究協会 小澤真虎人
15:40	質疑応答
16:00	閉会

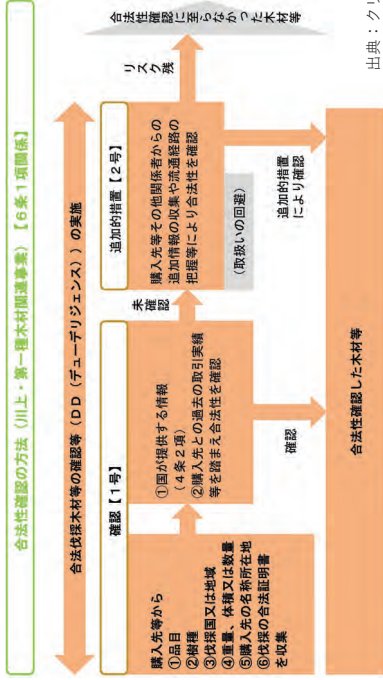
令和元年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち 海外情報収集事業報告会

事業概要



2021/3/5

クリーンウッド法で木材関連事業者に求められている合法性の確認



- (1) 輸入先からどのような書類や情報を収集し、何を確認すればよいのか？
- (2) 「追加的措置」による確認とは、どのような作業をすればよいのか？

事業の目的

(1) 木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるように、国の情報提供を充実

- カメルーン
- ガボン
- モザンビーク

(2) 木材関連事業者が合法性の確認を行うにあたり、追加的措置として追加的な情報収集が必要となる場合があり、木材関連事業者が効率的に追加的な情報収集の取組ができるように、違法伐採対策に関する法制度がある国でのリスク低減に係る先進事例の情報収集

- 米国
 - オーストラリア
 - ニュージーランド
- } それぞれ日本への輸入に関わる生産国としての情報も収集

追加的措置の海外情報収集事業

報告会
カメルーン国
2021年3月5日

西尾秋祝

Japan Forest Technology Association
Japan Forest Technology Association

一般社団法人
日本森林技術協会

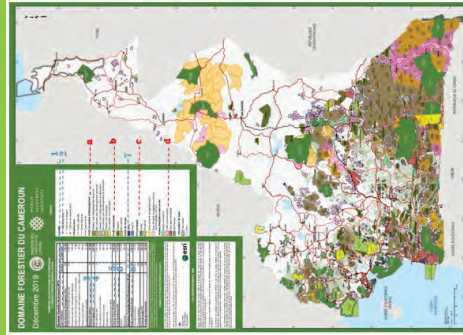


カメルーン的位置



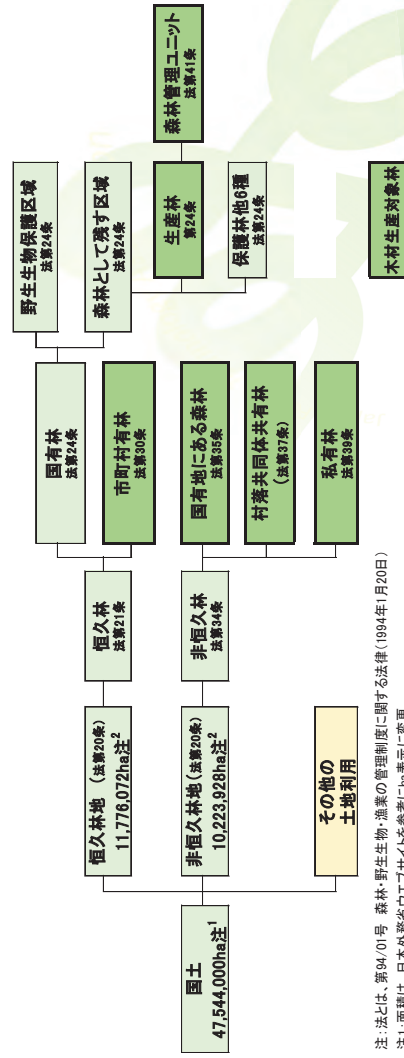
- 面積: 475,400km², 日本の1.3倍
 - 人口: 2,571万人 (2018年 世帯)
 - GDP: 385億米ドル (2018年 世帯)
 - 一人当たりGNI: 1,440米ドル (2018年 世帯)
 - 産業: 石油, カカオ, 棉花, コーヒー, 木材等の第一次産業に依存し、輸出額の90%が第一次産業。
 - 対日輸出: 43.8億円 (木材, アルミニウムなど) 2018年 日本財務省貿易統計
 - 対日輸入: 21.9億円 (機械類, 輸送機器, 繊維, 医薬品, コム製品など) 2018年 日本財務省貿易統計
- 出典: 日本外務省ウェブサイトを基に作成。

森林配置



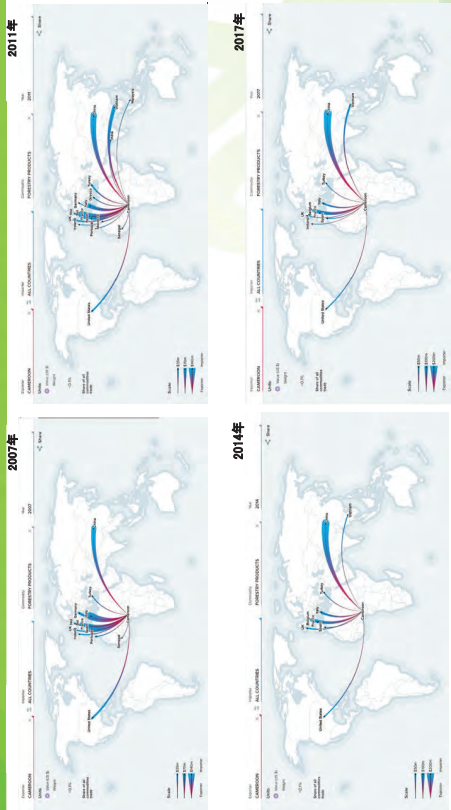
1-植民地 2-森林管理ユニット 3-森林リザーブ 4-保護区域 5-市町村
6-市町村森林 7-非恒久林 8-市町村森林 9-森林管理ユニット
10-森林管理ユニット 11-市町村森林 12-保護区域 13-市町村森林 14-市町村森林

森林の区分と法的根拠



注: 法とは、第94/01号 森林-野生生物-漁業の管理制度に関する法律 (1994年1月20日)
注1: 面積は、日本外務省ウェブサイトを参考にha表示に変更。
注2: 面積は、Secteur Forestier et Faunique du Cameroun Faits et Chiffres (森林野生生物省 2017)から。

カメルーンの木材製品輸出先動向



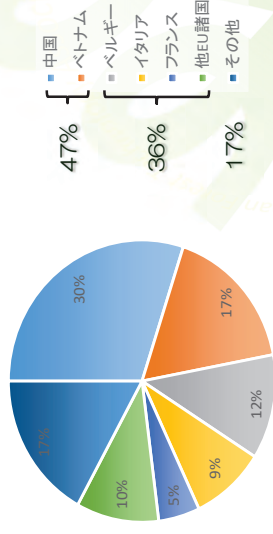
出典：Chatham House, 'resource trade earth', <http://resource.trade.earth/>

©Japan Forest Technology Association

5

カメルーンのEUTR木材・木材製品の輸出 合計輸出額：516百万US\$

カメルーンのEUTR木材・木材製品輸出額 国別構成率 (2017年)

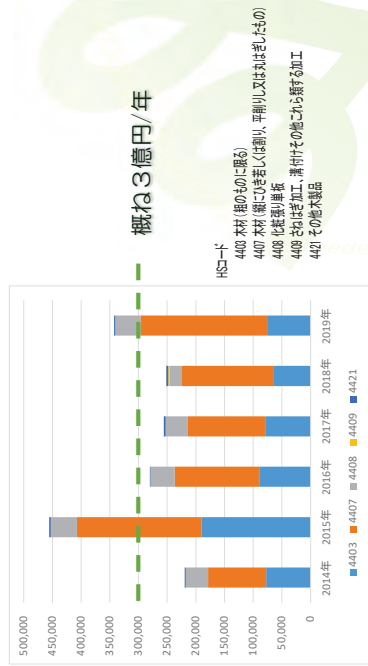


出典：COUNTRY OVERVIEW TO AID IMPLEMENTATION OF THE EUTR (UN-WCMC 2020 April)を基に作成。
元データは、UN Comtrade Database (国連統計局データベース)

©Japan Forest Technology Association

6

日本のカメルーンからの木材製品の輸入 (HSコード44類別輸入額) 単位：千円



出典：日本財務省貿易統計のデータを基に作成。

©Japan Forest Technology Association

7

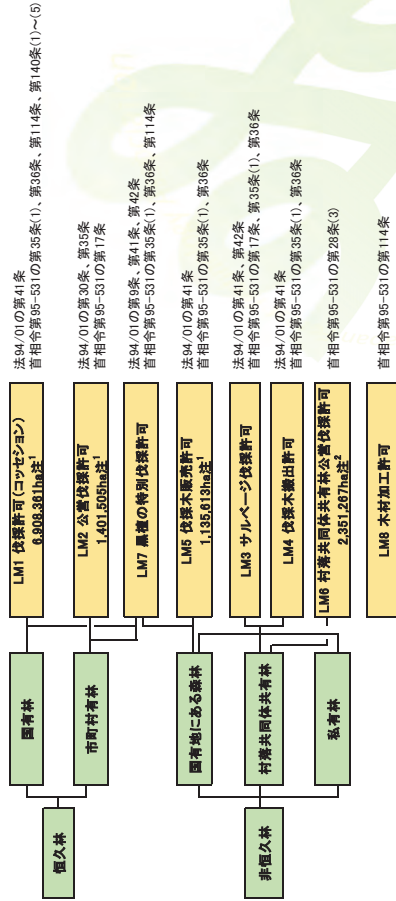
カメルーンとEU間のVPAsの動き

- 2007年 VPA交渉開始
- 2010年 VPA合意
- 2011年 VPA批准
- 2012年 合同実施評議会と合同モニタリング委員会の開催
- 同年 カメルーン国家モニタリング委員会の設置
- 2013年 FLEGTライセンス発行手続きに係る法令発行
- 2014年 関連する4つのワーキンググループの設立
- 2015年 カメルーン初の認証機関を認可
- 2017年 カメルーン初の合法性証明書の発行
- 2020年末現在 FLEGTライセンス未発行

©Japan Forest Technology Association

8

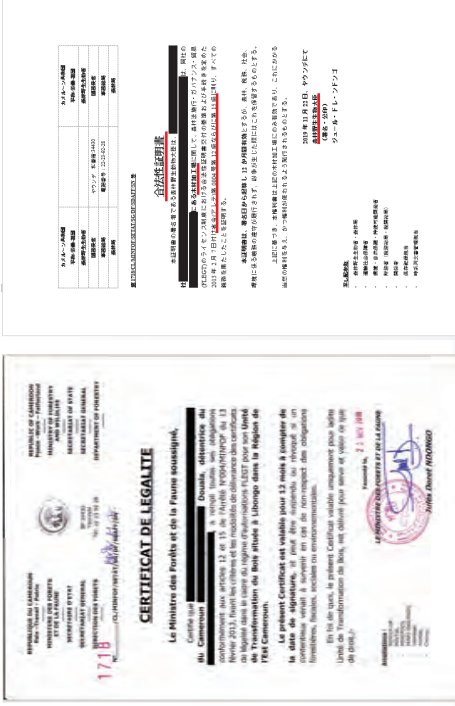
森林伐採許可の種類 (VPA ANNEX IIより)



注1: 面積はAtlas Forestier 2019 (MNFOP, World Resources Institute)より
注2: 面積はDOMANI FORESTIER DU CAMEROON 2019 (MNFOP)より

木材合法性証明書

2017年の第1号以来34件の木材加工の合法性証明書の発行



出典：証明書の例は、SEFACIWEBサイトより、日本語版は本事業での版訳版。

木材合法性証明書の公布

省令第0004号 (2013年2月7日施行)

- 第1条第2項：伐採権・伐採許可、木材加工の合法性の証明
- 第2条：FLEGTライセンス交付のための書類
- 第4条：事業者が提出する書類に基づき大臣が公布
- 第5条：有効期間は、
コンセッション、市町村営林、木材加工・・・12か月
非恒久林地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6か月

木材合法性証明書公布に必要な書類

省令第0004号 (2013年2月7日施行)

- 第10条：合法性証明書の申請に含まれる書類
 - 伐採権、木材加工場の申請書
 - 自然人の場合は居住証明書
 - 無負債証明書または無債務証明書（申請前30日以内のもの）
 - 労働基準適合証明書（申請前3か月以内のもの）
 - 社会保障公庫交付の証明書（申請前3か月以内のもの）
 - 環境義務遵守証明書（申請前3か月以内のもの）

木材合法性の検証

➤ 省令第0004号（2013年2月7日施行）

第12条：第10条で定められた要件に加えSIGIF（森林情報管理デジタルシステム）により次のケースに分けて検証する

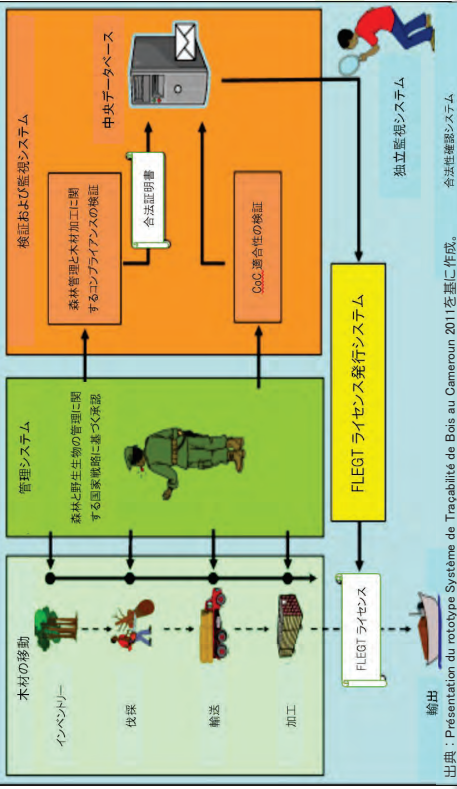
- 森林コンセンション
- 市町村有林
- 伐採木材販売
- 村落共同体共有林
- サルベージおよび伐採木搬出
- 特別許可（黒檀）
- 木材加工

伐採地から港湾への木材、木材製品の輸送とSIGIF

SIGIFはインターネット環境、電力供給環境、人材不足等により機能していない（2020年12月現在）。



出典：Rapport Annuel Conjoints 2017, Cameroon - Union Européenne Institute)



出典：Présentation du prototype Système de Traçabilité de Bois au Cameroun, 2011を基に作成。

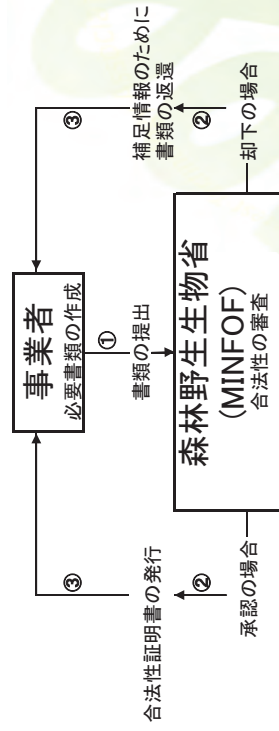
合法性証明に代わる民間認証

➤ 省令第0004号（2013年2月7日施行）

第15条第1項：公認された民間の認証を所持する森林事業者は、第10条で期待されている合法性証明書申請書類の代わりに**認証機関が発行する証明書の写しの提出で合法性証明書を得ることができる。**

第2項：公認された民間の認証に基づいた合法性証明書の交付は、第12条、第13条の義務を免除するものではない。

合法性証明書発行の手順



出典：現地再委託報告書から作成
 原典：Guide d'informations des opérateurs du secteur forestier sur les critères et les modalités d'obtention du certificat de légalité dans le cadre du régime d'autorisation flegt, GFZ, 2014

カメルーンからの輸出が禁止されている樹種

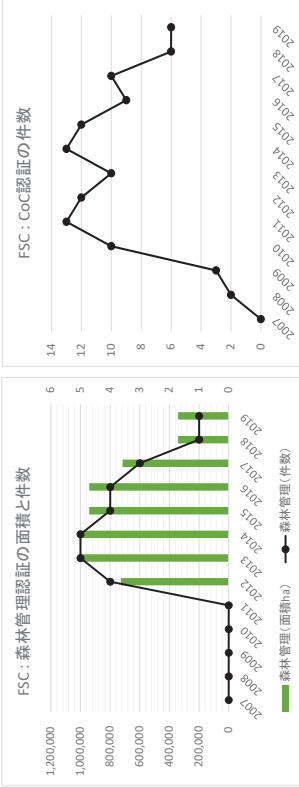
左端：学名、中央欄：丸太輸出禁止、右端：VPAの輸出禁止

種	学名	VPA Annex 1 付録の輸出禁止樹種
1	<i>Kaya grandifoliata</i>	
2	<i>Rosa acuminata</i>	ACAOU
3	<i>Albizia lebbek</i>	ACAOU
4	<i>Albizia adalamb</i>	ANNINGRE
5	<i>Albizia robusta</i>	ANNINGRE
6	<i>Parosipha etana (Aframomum etana)</i>	AFROMOSIA
7	<i>Mossia albissima</i>	BETE/MASSONIA
8	<i>Garcinia celebica, Garcinia laurentii (G. domensis)</i>	BOSSIE
9	<i>Garcinia thuyanoi</i>	BOSSIE
10	<i>Guburaria rostrantii (G. p. nigricornis)</i>	BUBINGA
11	<i>G. domensis</i>	BUBINGA
12	<i>Lawsonia tinctoria</i>	BUBINGA
13	<i>Acacia robusta</i>	DIBETOU
14	<i>Acacia bipindensis</i>	WHITE DOUSSIE/APA
15	<i>Acacia drepanolobium</i>	WHITE DOUSSIE
16	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
17	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
18	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
19	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
20	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
21	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
22	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
23	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
24	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
25	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
26	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
27	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
28	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
29	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
30	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER
31	<i>Acacia robusta</i>	FROMAGER

森林認証

- FSC、OLB、PEFCの3種
- OLBは、フランスのVeritas社の運営。EF認証とCoC認証。
- EFは森林事業者（Forestry Enterprise）のこと。
- FSC、PEFCが森林の持続性認証であることに対してOLB-EFは合法性認証（原産地と事業者の法令順守の保証の提供）
- カメルーン国内の認証数
 - FSCは次ページのとおりに
 - OLBは、2020年8月4日時点で EF: 9件、2,995,756ha、CoC:14件
 - PEFCは、2020年9月時点で実績はない。

FSC認証



出典：FSC Facts & Figures (<https://fsc.org/en/page/facts-figures>)より各年12月のデータを基に作成。
 注：上記のFSC Facts & Figuresの2020年版の掲載は無いが、FSGの別サイトでは2021年1月時点で2019年数値のままである。
FSCは、第5版（原則と基準）と無傷の森林環境への指標を含む新たなNFSS（National Forest Stewardship Standard）を2020年12月29日からカメルーンに適用。

FSC認証

森林管理



CoC



OLB認証

森林認証



CoC



出典：SEFAC社WEBサイトより。

輸出手続き

1. 港湾受入確認
 - 1.1 MINFOFによる材と運送状との照合
 2. 植物防疫証明書の発行
 - 2.1 民間木材防疫処理場での防疫処理
 - 2.2 農山村港湾発着港務事務所へ植物防疫証明申請書を提出
 - 添付書類 1.木材処理証明書
 - 2.販売契約書
 - 3.パッキングリスト
 - 4.製材仕様書 (P28の左写真)
 - 2.3 農山村港湾発着港務事務所による植物防疫証明申請(P29の右写真)の発行
 3. コンテナ梱包証明書の発行
 - 3.1 事業者は国産材・野生生物産 (DDFOF) または港務事務所1または2および税関にコンテナ防疫証明書の発行申請書を提出。添付書類：製材仕様書
 - 3.2 DDFOFによるコンテナ梱包届出書と製材仕様書(P30の左写真)の発行
 - 3.3 税関によるコンテナ梱包証明書 (P30の右写真) の発行
 4. DEFORの取締
 - 4.1 事業者はDDFOF→DEFOR申請書と製材仕様書への署名依頼
 - あるいは
 - 港務事務所1→DEFOR申請書への署名依頼および港務事務所2への製材仕様書への署名依頼
 - これら書類への署名依頼は森林野生生物産物輸出事務所へ送付
 - 4.3 森林野生生物産物輸出事務所の署名
 - 4.4 DEFORの取締
 5. SGSからの輸出申告書発行
 6. 輸出申告書の手形決済
 7. 港湾使用料の支払いと船積み
 1. 港湾使用料の支払いにより原産地証明書発行が可能となる
 2. 輸出

植物防疫とその証明書の発行

税関によるコンテナ梱包証明書の発行

森林野生生物産物の最終承認

輸出申告書の発行

輸出申告書の手形決済

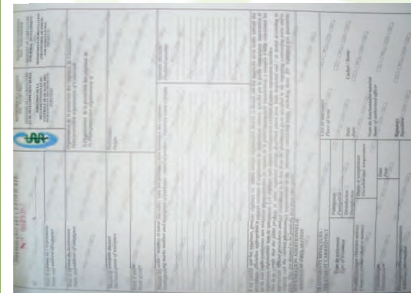
港湾使用料支払い、船積み、原産地証明書の発行

出港

書類の例



製材仕様書



植物防疫証明書

書類の例



コンテナ梱包証明書

森林野生生物産物を作成する木材仕様書

リスクとリスクへの対応

1. 違法伐採の現状（WCMC(国連環境計画の下部組織)の報告書

- ◆ 伐採禁止樹種の伐採
- ◆ 伐採許可以上の伐採
- ◆ 技術基準を満たさない伐採原因としては；
- ◆ 土地分類の重複
- ◆ 曖昧な境界
- ◆ 土地利用の不整合
- ◆ 低質なデータに基づく森林管理計画
- ◆ 不透明な伐採許可割当て

2. 対応

- ◆ 輸出禁止樹種一覧の確認
- ◆ 森林認証、CoC認証の活用
- ◆ 合法性証明書の活用

終

ご清聴ありがとうございました

追加的措置の海外情報収集事業 報告会

ガボン国
2021年3月5日

Japan Forest Technology Association

鈴木 圭

一般社団法人
日本森林技術協会

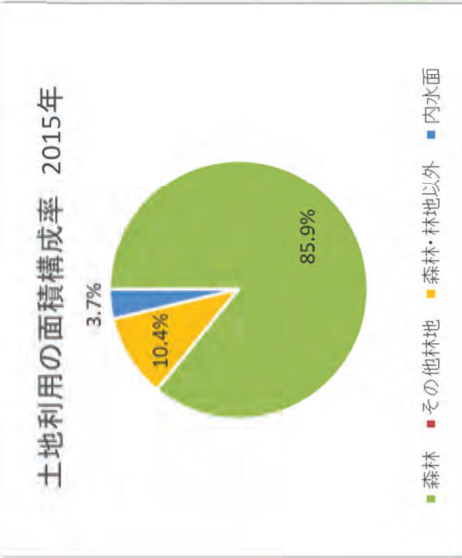
ガボンの位置



出典：日本外務省Web siteを基に作成。

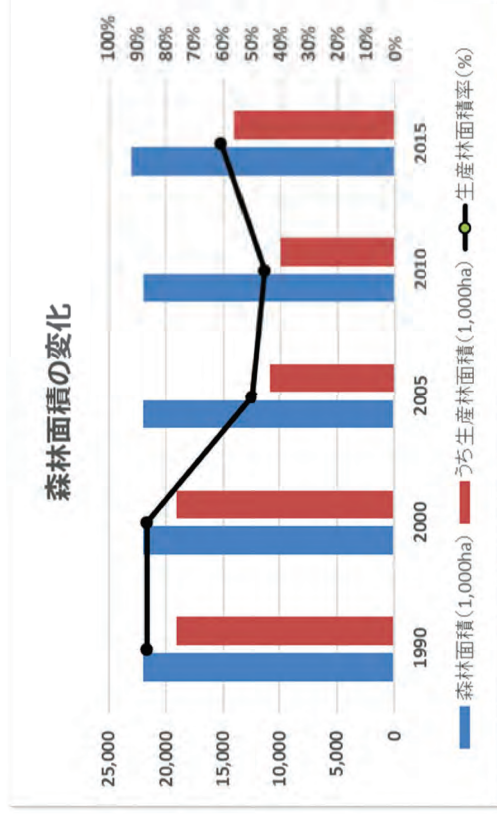
- 1.面積：267,667平方キロメートル（日本の約3分の2）
- 2.人口：217万人（2019年、世銀）
- 3.GDP：166.6億米ドル（2019年、世銀）
- 4.一人当たりGNI：7,210米ドル（2019年、世銀）
- 5.主要産業：鉱業（原油、マンガン）、農林業（木材、ヤシ油）
- 6.対日輸出：61.2億円（石油、マンガン鉱、木材）
- 7.対日輸入：34.4億円（自動車、建設用・鉱山用機械、タイヤ・チューブ）

ガボンの土地利用



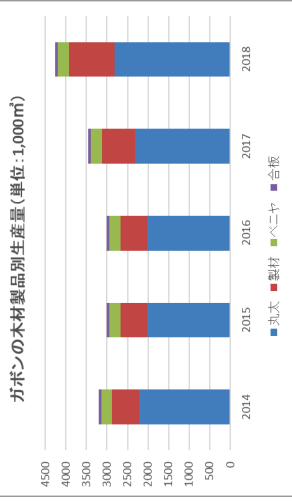
森林の定義 (FAOに準拠)
「森林とは0.5ha以上の面積があり、5m以上の樹高の樹木が複数あり、森林被覆率が10%以上、あるいは同じ場所でこれらの閾値に達する可能性のある樹木が複数ある土地」

ガボンの森林面積

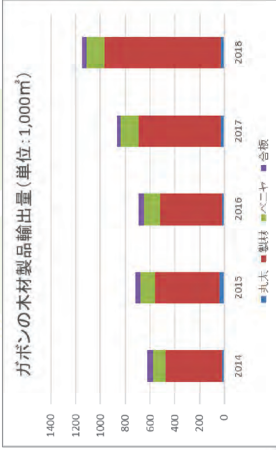
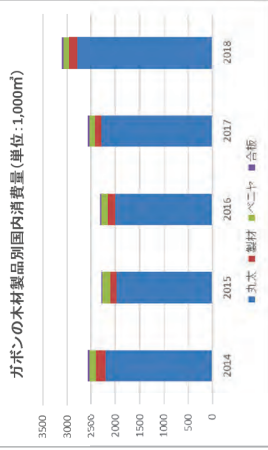


出典：FAO: Global Forest Resources Assessment 2015より作成。

ガボンの木材生産量、国内消費量、輸出量 (単位：1,000m³)

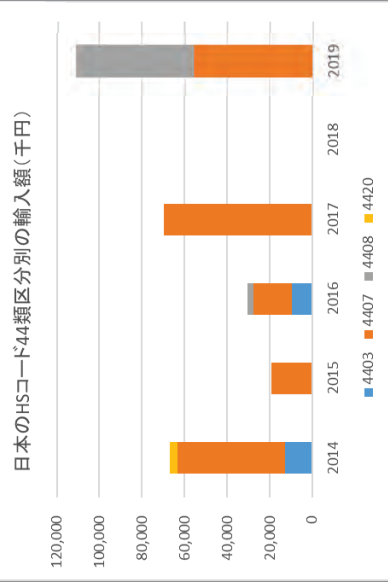


出典：Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTOを基に作成。



©Japan Forest Technology Association

ガボンから我が国への輸入額 (HSコード44類別)

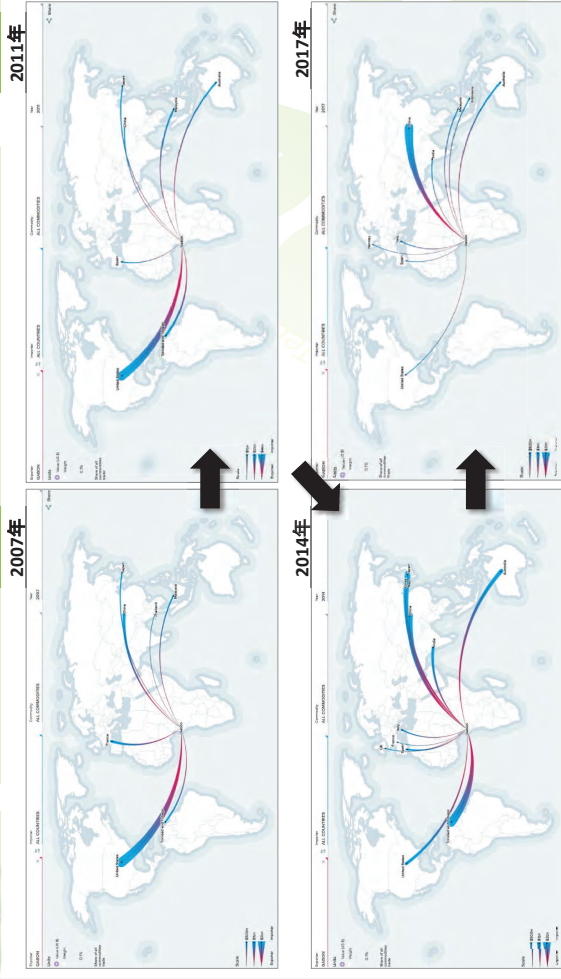


注) HSコード94類 (木製家具) の2014年以降の輸入実績はない。

出典：日本財務省貿易統計のデータを基に作成。

©Japan Forest Technology Association

ガボンの木材製品輸出先動向

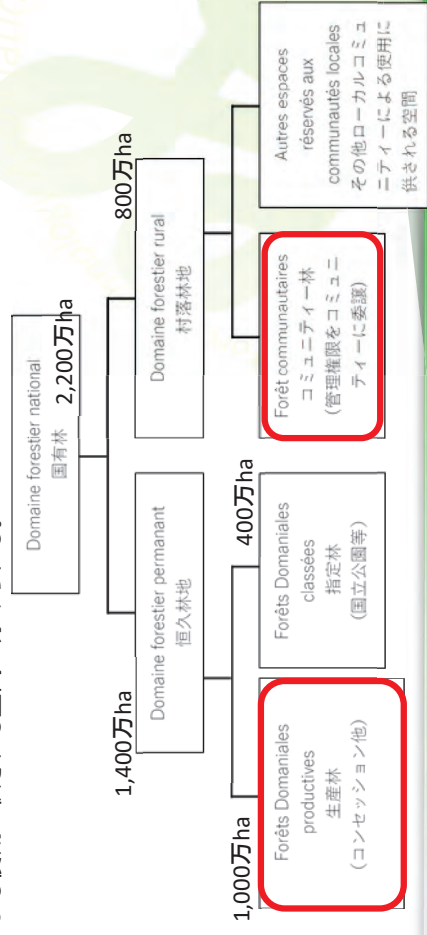


出典：Chatham House, 'resource trade earth', <http://resource.trade.earth/>

©Japan Forest Technology Association

森林法による森林の分類

森林法第13条 (Article 13 du Loi No0016101 portant Code Forestier) によれば、ガボンにおいて全森林の所有権が国に帰属しており、それらが恒久国有林地 (1,400ha) と村落林地 (800万 ha) に大別される。国有林地は、生産林地 (1,000万ha、コンセーションなど)、指定林地 (400万ha、国立公園等) に分けられ、また、村落林地は、コミュニティ林、その他ローカルコミュニティによる使用に供される空間に分けられる。

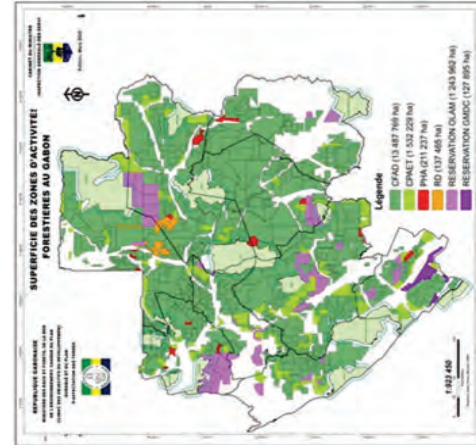


©Japan Forest Technology Association

持続的森林経営に関する法令

適用範囲	法令に関する文書
森林許可の定義・付与・運用	ガボン共和国における森林法典第016/2001号 関連条項：法令第01/01号(93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 117, 118, 1019, 1020, 1021, 122, 123, 124, 125, 126, 1027, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162)
入札による森林コンセッションの付与 相互合意による許可の付与 村落共同体共有林の設置条件 村落共同体共有林の付与と管理の手順	2008年8月10日付け省令第00640-08-MEFEPA号の全条項 2011年10月10日付け省令第136-MEF号の全条項 2004年12月1日付け政令第N001028-PR-MEFEPEPN号の全条項 2013年1月31日付け省令第018-MEF-SG-DGF-DFCの全条項
村落コミュニティによる森林の留保権 森林/木材セクターの専門的承認の発行条件 登録された生産性の高い国有林の整備および持続可能な管理に関する基準および技術	2014年5月6日付け省令第106-MFEPRN号の全条項 2011年4月2日付け政令第0278-PR-MEF号の全の条項 2004年8月24日付け政令第689-PR-MEFEPEPN号の全条項
伐採可能な樹種の指定	2004年3月1日付け省令第000119-PR-MEFEPEPN号の全条項
用材用樹種の最小伐採可能直径の指定	2004年3月1日付け省令第000117-PR-MEFEPEPN号の全条項
廃材の状況	2011年2月2日付け政令第.0273-PR-ME号の全条項
新たな許可の付与の暫定的な停止	2004年8月9日付け政令第666-PR号の全条項

森林法による森林の分類と許可制度

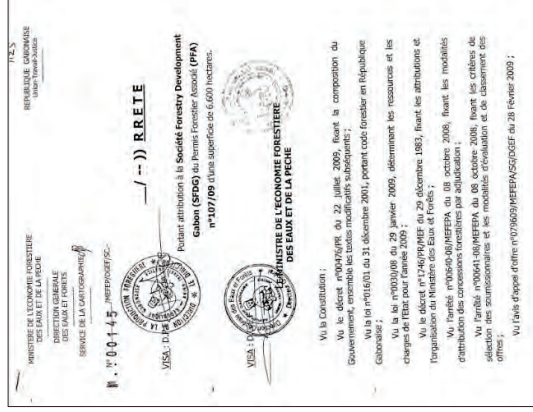


注：森林総局提供の図面によれば、2020年3月時点でCFADの面積は1,350万haまで増加している。

川上（伐採・生産）における 合法性

コンセッションに対する伐採許認可

- ガボン国において持続的森林経営を担保する仕組みは、森林法典を法的フレームワークとし、持続可能整備森林コンセッション(Concessions Forestieres sous Aménagement Durable : CFAD) を許認可し、全てのコンセッションに取得させる政策としている。
- 伐採許認可は、年間伐採区域、年間作業計画、森林資源インベントリー、過去1年間に使用された現場記録簿と樹種別生産量の概要報告書、現地加工支払い済みの森林税の概要報告書、現地加工部門及び木材購入者への木材納入量の樹種別詳細報告書 など詳細なステップと付随した報告で構成されている。
- 違法伐採に関する取り締まりは各州に設置されている森林総局の支所によって実施され、上記の報告書に対する検査が実施される



伐採許認可の具体例



木材の流通 (伐採箇所から加工工場への搬入) に関する法令

政府の許可を得て伐採された木材は、森林法典（2001）第3項「木材生産林の伐採に関する一般規定」に基づき加工工場に搬入される。



以下、第3項のうち主要な条文を示す。

第127条：

- **伐採許可の所有者はハンマーによる刻印のために少なくとも8センチメートルを一つ所有しなければならない。**このハンマーによる刻印は裁判所の登記簿に登録され、水・森林当局または委任された機関に提出される。伐採を請負う場合、請負業者は許可保有者の刻印またはハンマーを使用しなければならない。

第128条：

- 伐採許可区域内で伐採された全ての樹木は、第127条で規定されているハンマーによる刻印がされ、**丸太原木、伐根、切り株および玉に伐採木の識別コードが記される。**

川下（加工流通・輸出）における合法性

木材流通段階での合法性確認手段



丸太原木に記されている伐採情報（タグ及びペンキによる記載）（コンセッション（CFAD）や施業箇所（AAC）などの情報が確認できる）

木材の輸出に関する法令

ガボンでは、木材製品の出荷に関する貿易許可証は無いものの、以下に示す森林法典第135条及び第138条に基づき、運送明細（貨物運送状）及び原産地仕様書の確認が首都（オウエンドウ港）にて行われる。

第135条：

- 伐採された原木または加工後の木材の搬出のために公道または私道の利用を希望する伐採許可保有者は、削除や加筆のない搬出図を三部作成する。この搬出図には製品を添えなければならない。

第138条：

- 原木の売買には原産地の森林事務所が承認した仕様書の提示が必要となる。

ガボン国森林法に基づく木材生産（纏め）



チェックポイント

個体情報

©Japan Forest Technology Association

森林認証の普及及び FLEGT-VPAの現状

©Japan Forest Technology Association

ガボンにおけるFSC

FSC FOREST STEWARDSHIP STANDARD FOR THE CONGO BASIN

2012年9月に、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ民、コンゴ共、ガボンおよび赤道ギニア向けのFSCの地域スタンダードが承認された。

FSC100%認証を目指す

- 2018年9月：アリ・ボンゴ大統領が、ガボン国内の全森林コンセンションが2022年までにFSC認証を取得することを義務付けることを宣言。
- 2020年1月31日：リー・ホワイト水森林大臣が、FSCとの間で「2020 cooperation agreement」を締結。

出典：FSCのウェブサイトより。

©Japan Forest Technology Association

FSC認証

Forest Managementの例



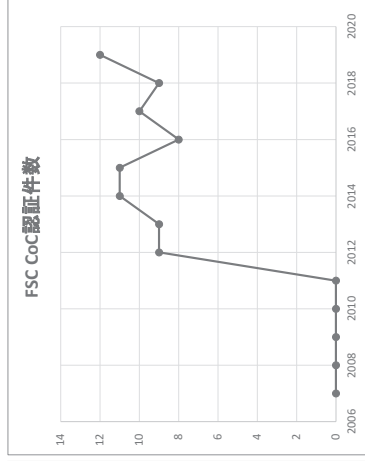
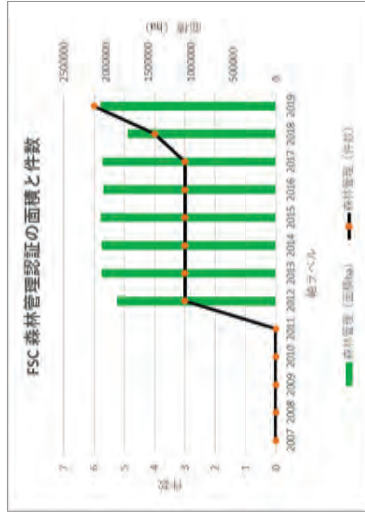
CoC Certificateの例



出典：Rougier社ウェブサイト

©Japan Forest Technology Association

ガボンのFSC認証



出典：FSC Facts & Figures (<https://fsc.org/en/page/facts-figures>)より各年12月のデータを基に作成。

ガボン-EU間のFLEGT VPA交渉の現状

【これまでの経緯】

- 2010年9月23日に交渉開始したが、2012年半ばに中断。当初予定では、2012年6月に第3回交渉、2012年10月に第4回交渉で最終合意を取り付け、2012年12月にはVPA締結となっていた。
- 2019年頃から再交渉に向けた動きが加速。
- ガボン政府は「緑のガボン」(Gabon vert) という政策の中で、中断しているFLEGTに関するEUとの交渉を進め締結までに至ることが重要との認識を示しているものの、2020年8月現在締結に至っていない

【交渉再開への準備】

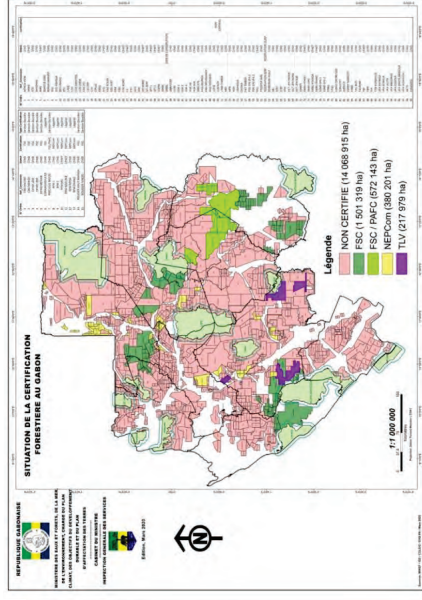
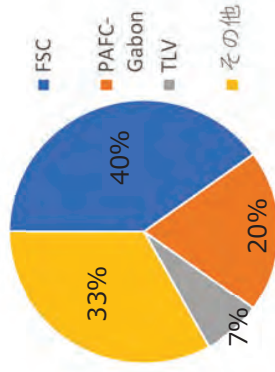
- 資金の動員：FLEGTアフリカ・カリブ・太平洋諸国 (FAO) ・セクター別ガボン・ボツワナ・モザンビーク・ログラム (欧州開発基金)
- 協議技術委員会の作業、以下の指摘に関する方策：
 - 合意対象となる市場
 - 木材の合法的な供給源

ソフトウェア「Gabontracks」を交渉及び締結のための資金調達
 のモニタリングのための森林開発管理共通システムの試行。これと
 平行し、事業者のシステムから、森林管理データベースにデータを
 直接取り込む若しくはそれにつながるプラットフォームを設立中
 (完成予定時期は未定)



ガボン国における森林認証の取得状況

国内比率で見ると、FSC (40%)、PAFC-Gabon (20%)、TLV (7%) その他 (33%) の導入割合であるものの、伐採が許可されている森林面積のうち、19%の取得率に留まっている。(2020年森林総局提供図面から集計)。



- 森林認証を取得した企業や伐採区画などは、森林総局でGISにより一元管理されており確認可能。
- 2022年までに100%取得が掲げられている。

まとめ

- ガボン国では森林法 (2001) に基づく合法的な伐採活動を推進し、全ての森林コンセッションがこの基準 (持続可能整備森林コンセッション: CFAD) に基づく伐採許可を取得するよう指導中 (取得面積率78%)
- CFADにおいて発行する合法的伐採証明及び丸太材へのハンマー打刻や個体情報と証拠として加工工場まではこれを確認、加工から輸出までは関連する許可書類を確認するとされている。
- 5種類の森林認証が導入されているが、森林コンセッション面積のうち認証が取得できた率は19%にとどまる
- 2022年までに全ての森林コンセッションがFSC認証を受けけることを宣言 (アリボンゴ大統領)
- VPAは一時交渉が中断されたものの再開に向けて始動。VPAのうち Gabontracksが試行され、合法性証明の具体化が進展中 (完成予定は未定)

終

ご清聴ありがとうございました

モザンビーク共和国

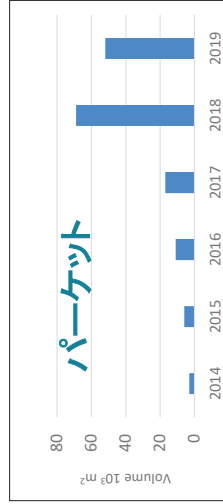


藤崎泰治

2. 林業と木材製品の輸出

木材の生産と加工

- 119樹種が商業樹種に指定、5段階(貴重種、第1種～第4種)に分類
- 天然林伐採許可量: 130万～320万m³(2012年～2016年)
- 製材、丸太の生産が主流。パーケットやベニヤ、合板も生産される
- 約200の製材所があり、そのうち47%は小規模



1. 概要

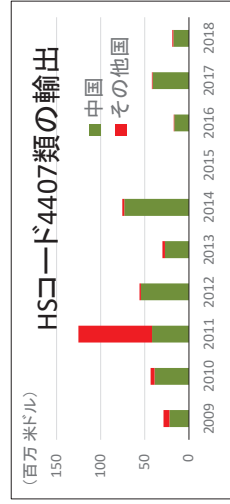
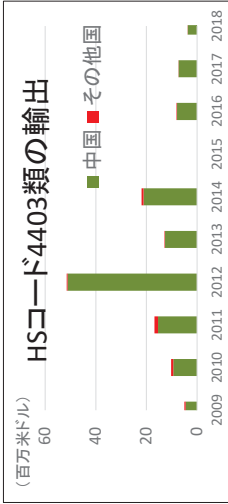
- 主要産業: 農林業、漁業、鉱工業
- 林業セクター: GDPの13.7%(2016年)
- 土地所有権: すべての土地は国家に帰属する
- 国土面積: 79.9万km²(日本の約2倍)
- 天然林: 36.7万km²(2020年)
- 植林地: 740 km²(2020年)
- 森林減少率: 21.3万ha/年(2010年～2020年)
- 多様な部族構成: マクア・ロム工族等、43の部族が存在
- 427の地域コミュニティに対して計350万haの土地が割り当てられた(2014年)

出典: World Bank (2018)



木材の輸出

- 天然林から生産された製材の輸出
- 郷土樹種の原木輸出は2017年以降禁止
- 中国が主要な輸出先
 - HSコード4403: 計2.46億米ドル(2018年)、うち99%以上が中国
 - HSコード4407: 計0.38億米ドル(2018年)、うち80%が中国
- 中国にとっても重要な熱帯木材供給国: 熱帯丸太の供給国第4位(2014年～2018年)
- 木材加工と貿易に関する中国とのMoU締結(2018年)
- 伐採又は加工事業者200社以上が中国資本であると推測 (Macqueen et al.2018)



中国に輸出された主要な木材樹種と用途

学名	一般名	樹種クラス	中国での主な用途
<i>Dalbergia melanoxylon</i>	Pau Preto (アフリカンブラックウッド)	貴重種	家具
<i>Azelia quanzensis</i>	African Pod Mahogany, Chanfuta (ポッドマホガニー、またはアゼリア)	第一級	床材
<i>Swartzia madagascariensis</i>	Pau Ferro	第一級	家具
<i>Combretum imberbe</i>	Leadwood, Mondzo	第一級	家具
<i>Milletia stuhlmannii</i>	Jambirre	第一級	家具、床材
<i>Pterocarpus angolensis</i>	Umbila	第一級	家具、床材

出典: Egas等(2018)「Tackling discrepancies in timber trade data: comparing China and Mozambique」. IIED Issue Paper. IIED, London.

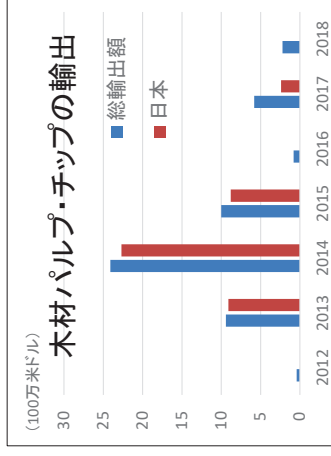
- ただし、*Swartzia madagascariensis* (Pau-ferro) は現在伐採が禁止(5年間の伐採の禁止) : Diploma Ministerial 10/2016

産業用造林と木材パルプ・チップの輸出

- 植林地面積(2020年): 7.4万ha(森林面積全体の約0.2%)
- 産業造林と海外投資は成功しているとは言えない(地域コミュニティとの紛争事例が報告される)
- **植林木のほとんどは国内消費用**

日本への輸出(2013年~2017年):

- 南アフリカおよびエスワニティのユーカリやアカシア原木がモザンビークで木材チップに加工され、日本に輸出された



出典: Research Trade Earth から作成

3. 森林認証

政府は森林認証促進を方針に挙げており、国際的に通用する国内基準の開発と促進が提案されている。しかし、現時点では森林認証制度の活用は限られている。

FSC森林管理認証: 3件(天然林2件と植林地1件): 116,703.64 ha(合計)

License Number	Certificate Code	Certificate Status	License Status	CW	Issue Date	Expiry Date	Organization Name
FSC-C006219	SGS-FM/COC-002870	Valid	✓		2017-04-10	2022-04-09	LevasFlor, Lda
FSC-C104756	SGSCH-COC-006503	Valid	✓	✓	2020-07-01	2022-02-14	Mpingo Madeiras Lda.
FSC-C107952	SGS-FM/COC-009040	Valid	✓		2016-10-03	2021-10-02	Niassa Green Resources
FSC-C154439	SGS-FM/COC-011836	Valid	✓		2020-01-09	2025-01-08	Mpingo Madeiras Lda

<https://info.fsc.org/certificate.php#result>

4. 法制度

森林セクター法制度・行政体制の見直し・改正中

- 新たな国家森林政策及び実施戦略を2020年2月に決定。これに基づき1999年の森林・野生生物法及び関連法令の見直し等が行われる見通しである

最近の主要な取組及び改正

- 伐採事業の評価(2015年と2018年)
- 森林法執行権限を国立環境品質管理庁(AQUA)に移管(進行中): Decreto 2/2016(2016年)
- 違法木材の取締りプログラム「Operação tronco」の実施(2017年)
- 原木の輸出禁止と加工木材輸出法規則の改正: Lei 14/2016及びDecreto 42/2017(2017年)
- 伐採禁止、輸出禁止の樹種を指定: Despacho 29/3/18(2018年)
- 新規伐採事業(シンプルライセンスとコンセンション)申請の一時停止: Decreto 25/2020(2020年)

天然林伐採: 森林開発コンセッションとシンプルライセンス

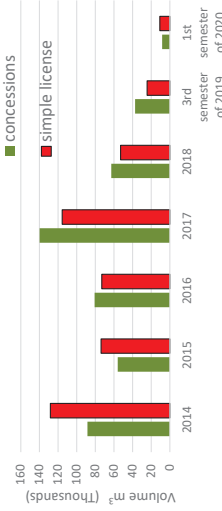
コンセッション

- 20,000 haを超える面積が対象
- 国内外の事業者に付与
- 契約期間は50年間(更新可能)
- 加工施設の設置が義務
- 193コンセッションライセンス(2017年)

シンプルライセンス

- 10,000 haを超えない面積が対象
- 国内事業者のみに付与
- 契約期間は5年以内(更新可能)
- 年間木材伐採量の上限は500m3/年
- 624シンプルライセンス(2017年)

コンセッションとシンプルライセンスの
伐採許可量



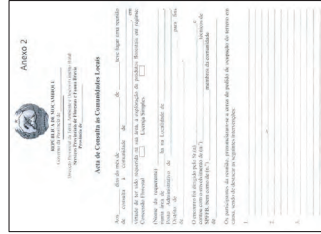
出典: 国家森林総局 (DINAF) の年次報告書を基に作成

2020年からコンセッションとシンプルライセンスの新規発行が停止され、現在はそれ以前に許可を受けた事業による伐採のみが実施される(Decreto 25/2020)

申請から伐採までのプロセス(森林開発コンセッション)

1. 事業者による準備・マッピング、森林イベントリ、事業実施手段の特定と確保、ステークホルダーの特定、地域コミュニティへのコンサルテーションと議事録の作成、
2. 州担当当局による書類検査、技術検査、承認
3. 事業者による森林管理計画書の作成と提出
4. 州担当当局による審査と州レベルの承認
5. 国家森林局 (DINAF) による管理計画の最終承認
6. コンセッション契約の締結
7. コンセッション料の支払い(毎年)
8. 州担当当局 による加工施設とインフラ(伐採キャンプ等)の検査
9. 伐採プロットの設定とその年に伐採する樹種、量、質の決定
10. 伐採料の支払い(毎年)
11. 伐採ライセンスの発行(1年間有効)
12. 伐採(4月1日~12月31日)、伐採・集材の記録と報告

伐採の合法性に関する書類例



地域住民へのコンサル
テーションの議事録(様式)



土地利用が重複しないこ
とを示す証明書(様式)



伐採ライセンス(様式)

違法伐採

国際機関、研究機関、NGO、メディアによって違法伐採事例が報告されており、政府は取締りを進める

- 2011年は、供給量(許可された伐採+輸入)が37.5万m3であったのに対して消費量(輸出+国内消費)は127万~255万m3であった
→89.5万~217.5万m3の木材が無許可に伐採され、伐採の79~92%が違法であったと推定(EU-FLEGT 2014)
- 2013年に中国に輸出された木材51.6万m3のうち、46%は違法だと推定(EIA 2014)

森林伐採における法遵守リスク

- 許可された地域外での伐採、許可されていない樹種の伐採、定められたサイズ以下の樹木の伐採、虚偽の報告 (EU-FLEGT 2014; Muiana & Norfolk 2017)
- 森林管理計画が承認される前に伐採を開始 (UEM 2013)
- 義務付けられた伐採ブロックを設置しないで行う非計画的な伐採 (コンセンション) (Magalhães 2014)
- 伐採事業者の能力・技術不足 (シンブルライセンス) (FLEGT 2014)
- 地域コミュニティの権利 (Muiana & Norfolk 2017; UEM 2013; EU-FLEGT 2014)
 - コンサルテーションの欠如
 - 合意事項の不遵守 (雇用、利益分配等)
 - 事業による負の影響 (道路の損傷、森林資源と狩猟動物の減少) と信頼関係の欠如から、地域住民は、自らの利益を得るために違法な伐採活動に関与してしまう

政府による取締りと押収材

Operação tronco (2017年)

- 丸太 135,159m³、加工木材 15,823m³ を押収
- 2,639件の違反に対して合計7億メティカル (約1,140万米ドル) の罰金
- 330事業者が事業の停止処分

(その他摘発・押収の報告)

- 1,542,20m³ (2013年)、42,616m³ (2016年) の木材が押収
- カボ・デルガド州で中国向けの102の木材コンテナが押収され、違法な取引に関与したとして、9人の公務員を逮捕 (2020年8月18日)

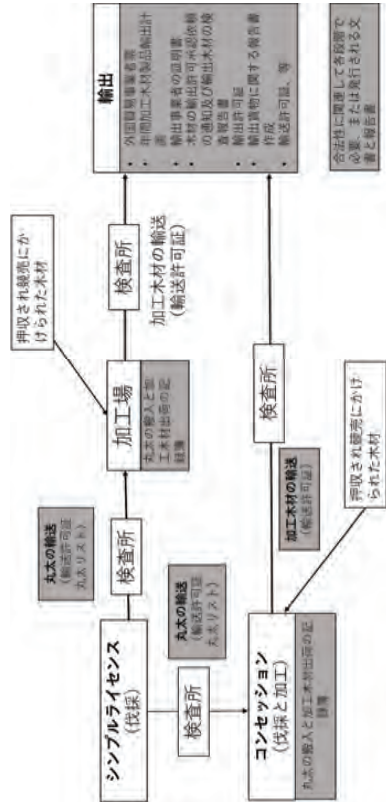


https://clubofmozambique.com/news/mozambique-over-100-containers-of-illegal-timber-seized-in-pemba-port-169029/

森林伐採における法遵守リスク

- 許可された地域外での伐採、許可されていない樹種の伐採、定められたサイズ以下の樹木の伐採、虚偽の報告 (EU-FLEGT 2014; Muiana & Norfolk 2017)
- 森林管理計画が承認される前に伐採を開始 (UEM 2013)
- 義務付けられた伐採ブロックを設置しないで行う非計画的な伐採 (コンセンション) (Magalhães 2014)
- 伐採事業者の能力・技術不足 (シンブルライセンス) (FLEGT 2014)
- 地域コミュニティの権利 (Muiana & Norfolk 2017; UEM 2013; EU-FLEGT 2014)
 - コンサルテーションの欠如
 - 合意事項の不遵守 (雇用、利益分配等)
 - 事業による負の影響 (道路の損傷、森林資源と狩猟動物の減少) と信頼関係の欠如から、地域住民は、自らの利益を得るために違法な伐採活動に関与してしまう

4.2 天然林の伐採～輸出までのプロセス



注)コンセンション事業者と加工場のすべてが木材製品を輸出するわけではない

4.3 丸太及び木材製品の輸送

- 丸太及び加工木材の輸送には、輸送許可証が必要
- コンセンションとシンブルライセンス事業者に対して、輸送許可証 (右様式) が発行される
 - 伐採ライセンス番号、製品、数量、樹種、目的地等の情報が記される
 - 丸太の輸送には、丸太リストが必要
- 加工場は、加工木材製品の輸送許可を申請する
 - 製品、樹種、数量、目的地等が記される
 - 定められた様式はない



木材輸送許可証様式 (Guias de transito)

輸送丸太リスト様式 (Mapa de Especificações de Produtos Florestais)

4.4 木材の加工

承認と登録

- 加工場設立の承認と登録は州森林担当部局が行う
- コンセプション事業者は、加工場を設置することが義務付けられる

丸太(インプット)と木材製品出荷(アウトプット)の記録

輸送許可証に関する情報(許可証番号、日付)、製品タイプ、樹種、数量が記録される

州森林担当部局への報告

丸太の入荷、木材製品の加工と出荷状況について毎月報告する

4.5 木材の輸出

- 原木の輸出禁止(2017年～)
- 在来種の加工木材の輸出は、コンセプション事業者、加工業者、FNDS(国家持続可能な開発基金)のみに許可される(Decreto 54/2018)

事業者の適格基準

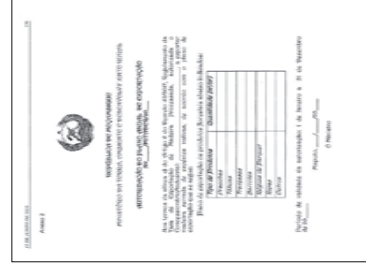
- 投資額: 750万メティカル(約100万円相当)以上
- 設置電力: 10 KVA以上
- 労働者: 20人以上
- 1日あたりの生産量: 5m³以上
- 木材置き場と稼働可能な木材加工用機械(切断用鋸1台、面取り機1台、平行ガイド1台、鋸目立て機1台)

輸出のプロセス

1. 事業者による年間加工木材製品輸出計画の提出
 2. 輸出事業者の承認(1年間有効)
 3. 木材輸出の申請
 4. 輸出木材の検査
 5. 税関によるバックキング支援の承認
 6. 輸出貨物に関する報告書作成
 7. 輸出港までの木材の輸送
- 木材輸出の申請には木材輸送許可証の原本が必要(Decreto 42/2017)

書類	発行機関
外国貿易事業者カード	産業貿易省
税務・社会保険に関する証明書 (Certificate of tax and social security discharge)	税務・社会その他のルールを遵守していることを証明する 国家社会保障局 (National Institute of Social Security)
検査証明書	製品が植物検疫処理を受けられていることを証明 州森林野生生物局
年間輸出計画承認書	年間に輸出する木材の種類、製品の種類、数量が記載された文書 土地環境省
検査報告書	製品タイプ、量等の検査報告書 州森林野生生物局
輸出木材の月次統計情報の証明	土地・環境省
輸出許可証	国家森林総局 (DINAF)

木材の輸出の合法性に関する文書例

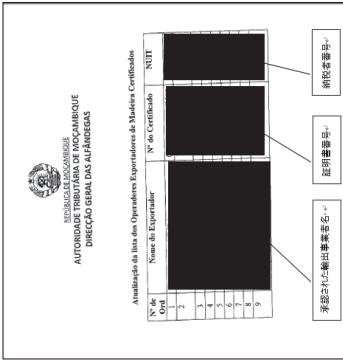


年間加工木材輸出計画書承認書(様式)



輸出木材製品の検査報告書例

木材の輸出の合法性に関する文書例



輸出許可証(様式)

木材輸出が許可された事業者のリスト(2019年)

5. まとめ:モザンビークの特徴

- 輸出木材(天然林由来)の8~9割が中国向けであり、家具や床材に利用されている
- 違法事例とリスクについて報告されており、政府は取締りを進める
- 森林セクター法制度・行政体制は見直し・改正中である(フォローアップが必要)
- 加工木材の輸出は、コンセンション事業者、加工業者、FNDSSのみに許可され、毎年承認を受ける必要がある:9事業者(2019年)8事業者(2020年)
- 輸出事業者がコンセンション事業者と加工業者の場合、当該輸出木材製品が生産された加工場を特定することは可能。しかしながら、加工の段階で複数の伐採源が混同する可能性がある

References

- EU-FLEGT Programme (2014) Forest Governance and Timber Trade Flows Within, to and from Eastern and Southern African Countries. Mozambique Study
- EIA (2014) First Class Crisis: China's Criminal and Unsustainable Intervention in Mozambique's Miombo Forests. Environmental Investigation Agency UK Ltd.
- Macqueen, D (ed.) (2018) China in Mozambique's forests: a review of issues and progress for livelihoods and sustainability. Research report. IIED, London.
- Magalhães, T. (2018) norms and procedures for export process Marzoli, A. (2007) Inventário florestal Nacional. Relatório Final. Junho 2007. Avaliação integrada das Florestas de Moçambique (AIFM)
- Muianga, M. e Norfolk, S. 2017. Investimento Chinês no Sector Florestal Moçambicano. IIED Relatório do país. IIED, Londres. Outubro, 2017.
- UEM (2013) Avaliação do desempenho das concessões florestais em Moçambique. Universidade Eduardo Mondlane (UEM): DNTF/MINAG. Maio, 2013.
- World Bank(2018) Mozambique Country Forest Note

令和元年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち
海外情報収集事業

追加的措置の先進事例収集事業

成果報告会

アメリカ合衆国

一般社団法人全国木材検査・研究協会

佐々木 亮

1. 概要

項目	備考
国土面積	984万800km ²
人口	3億3,082万人
政体	立憲連邦共和制（50州、5テリトリー） ■ 州の独立性を尊重（州は連邦の下部組織ではない）。 ■ 各州は憲法を制定。行政、立法及び司法の機能を持つ。
州の権限	州は、合衆国憲法で禁止されていない権限を行使できる。 ■ 各州の連邦有地を除く場所の資源は州法により管理。 ■ 関税に係る事項は連邦政府が管轄。
森林面積	3億980万ha（森林率29%） 【所有形態別】 連邦有林 31% 州・地方自治体有林 11% 私有林 58%

2. 主要林産物需給量（2017年）

品目	生産量	輸入量	輸出量	名目消費量	名目自給率	備考
①産業用丸太	450,711	901	11,137	440,475	102%	(1,000m ³)
針葉樹	300,526	409	8,979	291,956	103%	(1,000m ³)
広葉樹	150,185	492	2,158	148,519	101%	(1,000m ³)
主要産地 / 相手国	南部 55% 北部 23% 西部 21%	カナダ 96%	中国 54% カナダ 20% 日本 16% (USDベース)			主要輸入相手国はカナダであるが少量。
②製材品	99,592	37,898	8,459	129,030	77%	(1,000m ³)
針葉樹	57,630	37,061	4,012	113,064	51%	(1,000m ³)
広葉樹	19,588	836	4,448	15,977	123%	(1,000m ³)
主要産地 / 相手国	南部 50% 北部 15% 西部 34%	総量の91%、 針葉樹の96% (33,788千m ³) はカナダ産。	中国 57% 日本 16% カナダ 12% (USDベース)	総量の26%、 針葉樹の30% はカナダ産。		輸出相手国のシェアは、輸出額ベース、その他のシェアは、数量ベース。

資料：製材品の主要産地/相手国欄の相手国別USDベースのシェアで使用した資料は“U.S. Trade Online”, U.S. Census Bureau. その他は次葉資料欄に同じ。

2. 主要林産物需給量（2017年）(つづき)

品目	生産量	輸入量	輸出量	名目消費量	名目自給率	備考
③針葉樹合板	10,199	2,233	741	11,691	87%	(1,000m ³)
④OSB	16,508	7,215	214	23,510	70%	(1,000m ³)
⑤紙	27,456	7,868	3,350	31,974	86%	(1,000 t)
⑥板紙	78,445	10,454	12,274	76,625	102%	(1,000 t)
⑦パルプ	52,701	6,026	8,367	50,360	105%	(1,000 t)

資料：James L. Hayward & Shaobo Liang, "U.S. Timber Production, Trade, Consumption, and Price Statistics, 1965-2017", USFS Forest Products Laboratory Research Paper, FPL-RP-701, USDA, July, 2019.

注：名目消費量は（生産量+輸入量）-輸出量、名目自給率は生産量÷名目消費量で算出（前頁も同じ）。

- 林産物輸入量は、針葉樹製材品を比較的少ない。
- 針葉樹製材品については、カナダからの輸入量が多く、名目消費量の3割を占めているため、長年に渡り「不正貿易」の槍玉にあがっている。
- 熱帯産広葉樹製材品の輸入量は、広葉樹産地である大西洋沿岸が多い。
- 2000年以降、中国との林産物貿易が増加（第44類の輸出入額は、カナダに次ぐ第2位）。

3. 森林認証

(1) 森林管理認証

	認証面積	備考
FSC	14, 195千ha	2021年1月現在
PEFC	33, 511千ha	2020年9月現在
ATFS	6, 904ha	American Tree Farm System
SFI	26, 607ha	Sustainable Forestry Initiative
重複面積	9, 071千ha	2020年1月発表数値
認証面積計	38, 991千ha	森林面積の12%

資料：1. U.S. FSCウェブサイト (https://us.fsc.org/)
 2. PEFC, "PEFC Global Statistics", September, 2020
 3. FSC & PEFC, "Double Certification FSC and PEFC - 2019 Estimation", January, 2020

(2) CoC認証

	認証件数	備考
FSC	2, 310件	2021年1月現在
PEFC	228件	2020年9月現在

※11州の州有林が森林管理認証を取得。

4. 法令とその運用状況 4-1 森林資源管理・原木生産

(1) 連邦有林

木材生産を通常業務としているのは、農務省山林局と内務省土地管理局。

①森林管理及び木材生産を行う根拠法

- 山林局：1976年国有林管理法 (the National Forest Management Act of 1976)
- 土地管理局：1976年連邦有地政策管理法 (the Federal Land Policy and Management Act of 1976)

②資源管理計画

山林局と土地管理局は、法令に基づく多目的利用持続伐採モデルを作成し、それを基礎データとして土地利用資源管理計画を作成。

- A. 山林局の土地利用資源計画
土地利用資源管理計画は、15年を一期とする。
- B. 土地管理局の資源管理計画
資源管理計画に期限設定がない。法令に基づく監視を行い、計画で想定していた状況に変化があったときに計画を変更して対応。

③木材販売 (連邦議会の許認可事項)

- 両局とも10年を一期とする木材販売計画に基づき、原則として競争入札方式で立木を販売。
- 販売した立木の伐採業は、伐採及び丸太搬出の方法を含む契約内容遵守を担当官が確認。

4-1 森林資源管理・原木生産 (つづき)

(2) ワシントン州、オレゴン州

①森林資源管理及び原木生産関連の主な法令

- 林業施業法
- 林業施業規則 (オレゴン州は複数の林業関係規則を総称して「林業施業規則」の名称を使用)
 ※水資源、魚類・野生生物、固有動植物等を公共資源と位置付けし重要視。
 ※再造林義務と州政府による検査。

②森林計画・施業管理

- 生産林の登記/登録申請時に、森林管理計画を郡税務署に提出 (固定資産関連法の規定)。
- 林業施業規則が指定する施業 (伐採、再造林その他の主要事業、資産/環境に影響を与える可能性がある施業) は、実施前に州政府に申請し、承認後実施。特定の施業は、申請書に計画書を添付。
- 法令が定めた方法以外で施業を実施する合理的理由がある場合は、「代替施業計画」を州に申請し、承認後に実施できる。
- 州政府による現地検査
 - 生産林の伐採 (申請が不要な軽度なものを除く)・再造林施業の現地調査は、ワシントン州では全伐区、オレゴン州では野生生物その他の資源に対する保護措置が必要な伐区で実施。再造林は、再造林規定が定める基準達成を原則として指定期間内に義務づけ。
 - その他の施業は、必要に応じて現地検査を実施 (資源保護を要する現場は全件)。
 - 違反通報に応じた検査を実施。

4-2 連邦有林及び州有林からの丸太輸出禁止措置

(1) 1993年森林資源保護不足緩和改正法

- (the Forest Resources Conservation and Shortage Relief Amendment Act of 1993)
- 西経100度以西の「隣接している州」の全ての連邦地及び州有地からの丸太輸出を禁止 (アラスカ州は、この法律の対象外)。
 →丸太輸出禁止の対象となる州は、州法で州有林丸太の輸出を禁止する規則を制定。

- 製造業者に私有林丸太を輸出しながら、その私有林丸太生産地と同じ地域で生産された連邦有林丸太を購入する「代替」を禁止。

(2) 1897年有機管理法 (the Organic Administration Act of 1897)

アラスカ州の連邦有地からの州境を越えた丸太販売を禁止。

【アメリカインディアン信託地及び居留地の取扱い】

- 内務省インディアン局が管理するアメリカインディアン及びアラスカインディアン (の信託地は私有地 (丸太輸出可))
- インディアン居留地の内、完全な部族所有地は私有地 (丸太輸出可)。
 ※上記は、連邦政府が登録した「アメリカインディアン」が対象。

4-3 米国の違法伐採対策関連法

- (1) 絶滅危惧種法 (the Endangered Species Act)
- 本法及びワシントン条約 (CITES) が指定した特定の種の取引を規制または禁止。
 - 指定種の輸出入を含む取引には、許可が必要。
- (2) レイシー法 (the Lacey Act) : 2008年環境・保全・エネルギー法 (2008年「農業法」)
- 次の植物、魚類及び野生生物を違法物品とする。
米国の連邦法、州法もしくはインディアン部族法または外国法に違反して採取、所持、輸送または販売した物品で、州または外国との間で商業的な輸入、輸出、輸送、販売、受領、取得または購入したものを違法物品とする。
 - 輸入物品が米国及び外国の法律に適合している事実確認のためのデューケア実施を義務づけ。
- (3) 熱帯林保護法 (the Tropical Forest Conservation Act)
- 違法伐採対策が必要な国と自然保護に係る債務取引を行い、債務取引により生み出された資金は、債務国の伐採活動監視、違法伐採対策委員の訓練その他の熱帯林保護事業の支援に利用。
- (4) 二国間協定による違法伐採対策
- 米国・ペルー自由貿易協定 (協定の違法伐採削減の要件達成のための資金的技術的支援)
 - インドネシアへの直接財政投資 (違法伐採・買収対策促進及び森林保全)

4-4 2008年のレイシー法改正

- (1) 改正の主な目的
- 不公正な競争とそれによる価格の押さえ込みの排除。
 - 米国木材産業者の救済。
- (2) 主な改正内容
- 植物の定義を木材及び植物製品を含むように拡大。
 - 非在来の植物及び植物製品にも適用。
 - 輸入相手国の法律または規則の遵守。
 - 輸入植物に輸入申告を要求
 - 販売の概念に「オファー」を追加 (ライセンス、販売許可、装備、サービス等の提供)。

違法伐採木材を需要圧力
による排除し、国際市場にお
ける米国産林産物の価格を
正常化させ、国内の林産物
産業を活性化させる。

※レイシー法の罰則規定は、同法が「犯罪前提法 (Predicate Act Law)」なので、前提となる法令の違反が生じたときに適用。

【例】

- 州法で保護対象の動物の狩猟 (狩猟法違反)。
- 州法で保護対象の動物を狩猟し (狩猟法違反)、その肉を販売した (レイシー法違反)。

4-5 レイシー法に係る輸入申告

1. レイシー法に係る輸入申告
輸入業者が対象物品を輸入するときに輸入申告を行う。

2. レイシー法改正により追加された輸入申告項目。

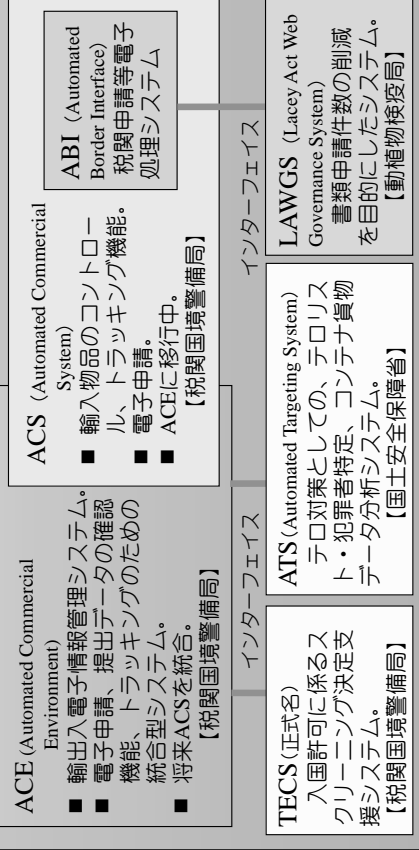
- 物品の構成要素の説明
- 学名 (属、種)
- レイシー法対象物品のドルベースの実質額
- コンテナ番号
- 輸送手段
- 採取国番号 (Country of Harvest)

3. 段階的施行

- 電子輸入申告システムをレイシー法が定める申告事項を入力できるように整備する
るために段階的に実施。
- 現在、レイシー法の輸入申告が保留されている品目 (システム整備完了後申告開始)
木毛・木粉 (HS 4405)、切削板 (HS 4410)、繊維板 (HS 4411)、表面に切削板を使用した合板
(HS 4412の一部)、改良木材 (HS 4413)、木製ゲース等 (HS 4415)、その他木製品 (HS 4499)。

4-6 レイシー法執行と輸出入管理システムとの関係

PGA Message Set: 関係省の要件がデータ要素で重複しないように調整。



PGA (Partner Government Agencies) : 農務省、保健福祉省、商務省、運輸省、法務省、内務省及び財務省で構成。

4-7 デューケア

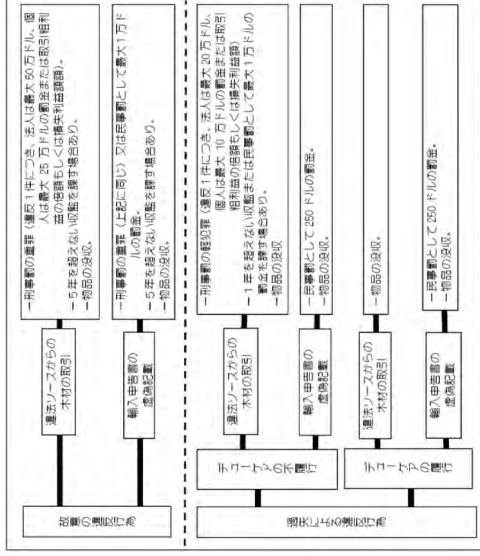
(1) デューケアの定義 (法的概念)

- 一定の状況下において要求される十分な注意。常識的な分別を持った人物であれば、その状況において、当然払うべき注意。過失の存在の有無において使われる用語。
- 合理的で慎重な人が、法律に違反していない保証をすること。
- 合理的な人が問題に対処したり、活動したりするために費やすであろう注意と努力。

(2) デューケアの内容

- 法令上は、デューケアのための具体的な項目を設定していない。
- 植物防疫局 (APHIS) が提供している “レッドフラッグ”
 - 一般市場レーートを大幅に下回る取引。
 - 書類がない現金取引。
 - 無効又は改ざんされた文書又は許可。
 - 異常な販売慣行又は取引。
- レイジー法では、デューケアにEUTRのデューデリジェンスで実施する供給チェーン情報の収集・評価及びリスク軽減措置を要求していない。ただし、外国の法令及び慣行の調査の他、伐採国のモニタリングが「おそらく」必要になる (連邦議会報告書) ← 実際は程度の差はあるとも、サプライチェーン管理は必要。
- デューケア実施の有無は、レイジー法の罰則を適用するときの量刑判断指標の一つ。

4-8 レイジー法罰則規定の概要



出典: Pervase A. Shukla, "The Lacey Act: Compliance Issues Related to Importing Plants and Plant Products", CRS Report for Congress, Congressional Research Service, July 24, 2012, p. 18

- 故意及び過失による区分。
- 違法ソースからの木材取引及び輸入申告書の虚偽記載による区分。
- デューケア実施の有無は、過失による違反行為の量刑判断の指標とする。

4-7 デューケア

(1) デューケアの定義 (法的概念)

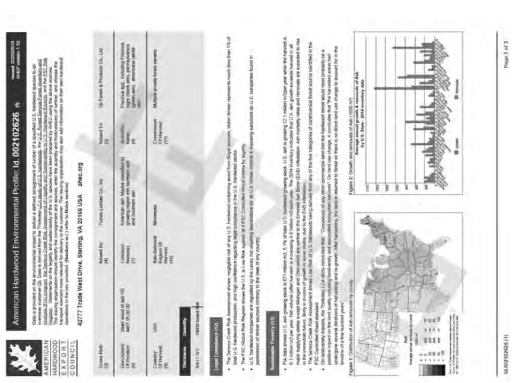
- 一定の状況下において要求される十分な注意。常識的な分別を持った人物であれば、その状況において、当然払うべき注意。過失の存在の有無において使われる用語。
- 合理的で慎重な人が、法律に違反していない保証をすること。
- 合理的な人が問題に対処したり、活動したりするために費やすであろう注意と努力。

(2) デューケアの内容

- 法令上は、デューケアのための具体的な項目を設定していない。
- 植物防疫局 (APHIS) が提供している “レッドフラッグ”
 - 一般市場レーートを大幅に下回る取引。
 - 書類がない現金取引。
 - 無効又は改ざんされた文書又は許可。
 - 異常な販売慣行又は取引。
- レイジー法では、デューケアにEUTRのデューデリジェンスで実施する供給チェーン情報の収集・評価及びリスク軽減措置を要求していない。ただし、外国の法令及び慣行の調査の他、伐採国のモニタリングが「おそらく」必要になる (連邦議会報告書) ← 実際は程度の差はあるとも、サプライチェーン管理は必要。
- デューケア実施の有無は、レイジー法の罰則を適用するときの量刑判断指標の一つ。

5. 民間のリスク低減への取組み

(1) アメリカ広葉樹輸出協会 (AHEC) の合法性証明 (環境プロファイル) (右図) (提供: AHEC)



- ※ 大手建材流通業者のレイジー法違反事件
- アムールトラ生息地を産地とするロシア材広葉樹を中国で床材に加工し輸入。2015年10月にレイジー法違反及び輸入物品虚偽申告で起訴。⇒ 有罪判決。

(2) 民間企業の事例

- サプライチェーン管理 (森林認証取得を含む)
- デューケアの設定
 - 大手建材流通業者のレイジー法遵守フレームワーク
 - a. 法令遵守の目的。
 - b. 法律の背景・レイジー法に基づくと一般的禁止事項、権限とガバナンス
 - a. 権限とガバナンス
 - b. デューケアと注意点
 - c. リスク評価
- 業界団体が提案するもの
 - Decorative Hardwood AssociationのANS LTDD 1.0, 2015規格 (デューデリジェンスを実施するための規格)

4-7 デューケア

(1) デューケアの定義 (法的概念)

- 一定の状況下において要求される十分な注意。常識的な分別を持った人物であれば、その状況において、当然払うべき注意。過失の存在の有無において使われる用語。
- 合理的で慎重な人が、法律に違反していない保証をすること。
- 合理的な人が問題に対処したり、活動したりするために費やすであろう注意と努力。

(2) デューケアの内容

- 法令上は、デューケアのための具体的な項目を設定していない。
- 植物防疫局 (APHIS) が提供している “レッドフラッグ”
 - 一般市場レーートを大幅に下回る取引。
 - 書類がない現金取引。
 - 無効又は改ざんされた文書又は許可。
 - 異常な販売慣行又は取引。
- レイジー法では、デューケアにEUTRのデューデリジェンスで実施する供給チェーン情報の収集・評価及びリスク軽減措置を要求していない。ただし、外国の法令及び慣行の調査の他、伐採国のモニタリングが「おそらく」必要になる (連邦議会報告書) ← 実際は程度の差はあるとも、サプライチェーン管理は必要。
- デューケア実施の有無は、レイジー法の罰則を適用するときの量刑判断指標の一つ。

令和元年度「クリンウッド」利用推進事業のうち 海外情報収集事業報告会

オーストラリア① ＜木材生産および関連する法制度＞

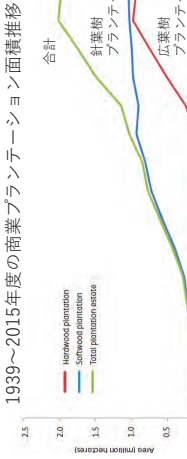
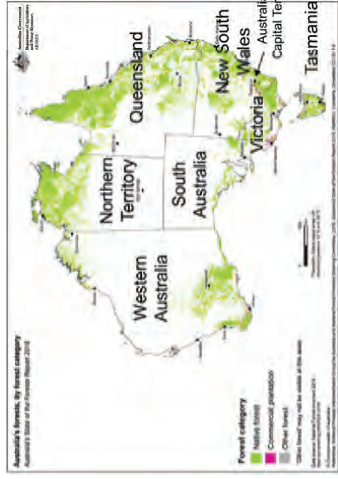
公益財団法人 地球環境戦略研究機関
鮫島弘光



オーストラリアにおける森林分布

- 森林面積1.25億 ha (森林被覆率16%)
- 全森林面積の1%がプランテーション (人工林)

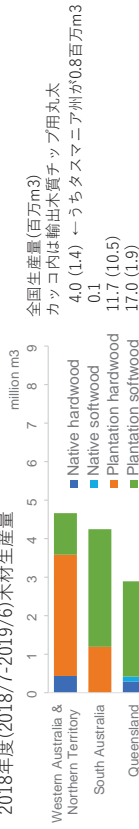
(公有39万ha、私有146万ha)



- 針葉樹プランテーションは主にラジアータパイン等製材樹種を植栽。60-70年代に拡大 (天然林の転換)
- 広葉樹プランテーションは主にユーカリ等パルプ用樹種を植栽。は90-00年代に拡大 (主に農地の転換)
- 最近10年間は停滞～微減

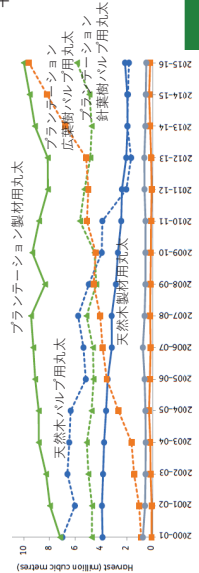
オーストラリアにおける木材生産

2018年度(2018/7-2019/6)木材生産量



- 2018年度の木材生産量は3300万m³
- その87%はプランテーションから
- 2000年代後半～2010年代前半に、プランテーション広葉樹パルプ用丸太の生産量拡大 + 天然木パルプ用丸太の生産量減少

2000-2015年度木材生産量推移



オーストラリアからの木材・木材製品輸出

2018年木材チップ輸出量



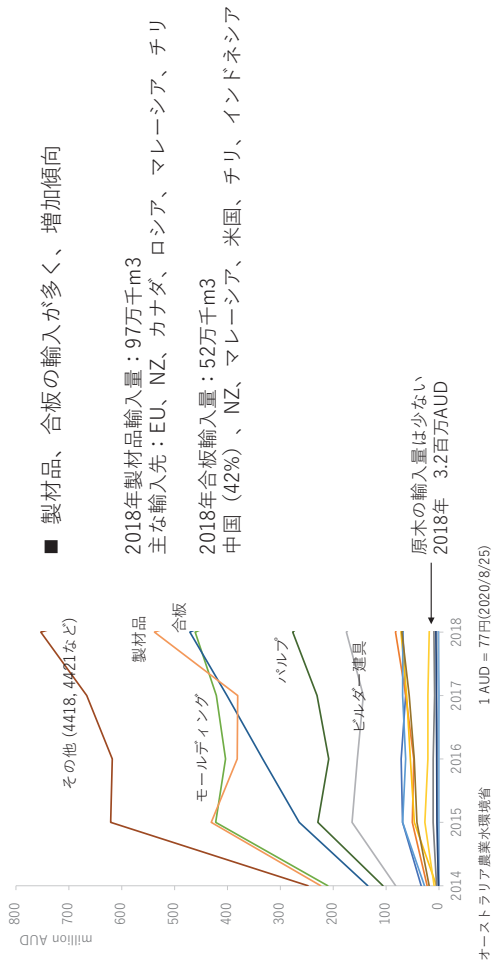
- 2018年木材チップ輸出量 745万ton
- 中国 58%
- オーストラリアから日本への日本 37% ... 木材・木材製品輸出額の95%
- 台湾 4%

- 2018年丸太輸出量 418百万m³
- 中国 94%
- マレーシア 5%

- 近年中国向け木材チップ、丸太輸出拡大
- ただし2020年10-12月から、キクイムシが見つかったことを理由とし、中国は6/7州からの丸太輸入を禁止

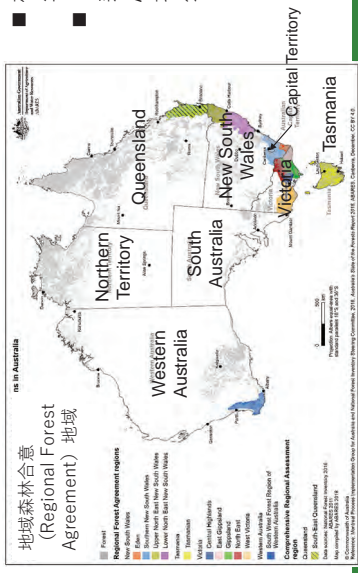
オーストラリア農業水産省 1 AUD = 77円(2020/8/25)

オーストラリアの木材・木材製品輸入



オーストラリアの木材生産に関する法規

- 連邦レベルでは農業水環境省の所管
- 森林を含めた土地の管理は基本的に州政府が責任と権限を有する
- 各州では公有地/私有地、天然林/プランテーションごとに合法的な伐採のための法規が定められており、連邦の違法伐採禁止法のための州別ガイドラインにまとめられている



- 林業による施業は一般に、連邦の環境保全生物多様性保護法の適用を受ける
- しかし連邦の地域森林合意法 (Regional Forest Agreement) を締結している10地域の公有地についてはその適用外とされている (例外は後述)

木材生産に関する法規と合法性の確認に利用できる文書：西オーストラリア州

- 2000年林産物法
- 1984年保安及び土地管理法とその改正
- 1986年環境保護法
- 2016年生物多様性保護法
- 2014-23年森林管理計画

品名	天然林	プランテーション
製材品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 州有企業である林産物委員会 (FPC) が伐採を行い、天然林木材納品書を発行。なお全てFSC管理木材 ■ 皆伐由来の木材の場合、水環境規制局からの皆伐許可なし、生物多様性保全観光資源局からの商業的生産者ライセンス ■ サンダルウッド (白檀)：生物多様性保全観光資源局からのサンダルウッドライセンス 	<ul style="list-style-type: none"> ■ FPCからのプランテーション木材納品書
製材材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性保全観光資源局からの商業的生産者ライセンス ■ サンダルウッド：生物多様性保全観光資源局からの私有サンダルウッドライセンス、商業的生産者ライセンス、サンダルウッド輸送許可 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 州有企業ForestrySAからの納品書 ■ 商業木材プランテーションライセンス

木材生産に関する法規と合法性の確認に利用できる文書：南オーストラリア州

- 1950年林業法
- 1991年天然植生法
- 2004年天然資源管理法
- 2000年南オーストラリア林業公社法
- 1993年環境保護法
- 2009年南オーストラリアプランテーション林業ガイドライン

品名	天然林 ※生産量はわずか	プランテーション
製材品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 天然植生審議会からの伐採承認 ■ 場合によっては持続可能性環境保護省からの承認も必要 ■ ただし現在は天然林伐採は行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 州有企業ForestrySAからの納品書
製材材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在は天然林伐採は行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商業木材プランテーションライセンス

■ 州内で生産される木材の大部分はFSCないし Responsible Wood 認証材

木材生産に関する法規と合法性の確認に利用できる文書： クイーンズランド州

- 1959年林業法
1999年植生管理法
1992年自然保全法
2020年クイーンズランド州有林地における天然林木材生産実施規定
2005年自由土地保有地における天然林実施規定
2014年天然林実施管理：自己評価可能植生皆伐規定
2015年クイーンズランド木材プランテーション操業実施規定

	天然林	プランテーション
異世公	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府からの販売許可、納品書、タックス・インボイス ■ Responsible Wood認証を受けている 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公有地プランテーションの管理を行っているHQ Plantations社からの積載受領証、加工業者へのタックス・インボイス ■ Responsible WoodおよびFSC認証を受けている ■ 所有者との合意のみ
異世採	<ul style="list-style-type: none"> ■ 天然資源鉱山省からの皆伐申請確認 ■ 地方自治体からの許可が必要な場合もある 	

- サンドルウッドに関しては保護植物収穫ライセンスも必要

木材生産に関する法規と合法性の確認に利用できる文書： ニューサウスウェールズ州

- 2012年森林法
2018年林業法改正法
2013年地方土地サービス法
1999年プランテーションおよび再植林法
2016年生物多様性保全法
1974年国立公園および野生動物法
1979年環境計画・アセスメント法
1999年環境保全・生物多様性保護法
2008年私有天然林実施規定
2001年プランテーションおよび再植林規定

	天然林	プランテーション
異世公	<ul style="list-style-type: none"> ■ ニューサウスウェールズ林業公社 (FCNSW) からの納品書。統合的林業操業許可に基づく ■ Responsible Wood認証を受けている 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域ニューサウスウェールズ省一次産業部 (DPI) から承認された操業計画、FCNSWからの納品書
異世採	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方土地局からの承認済み私有天然林業計画 (PNF Plan) ■ 地方自治体からの開発同意が必要な場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一次産業部 (DPI) から承認された操業計画

- その他開発事業などからの皆伐材：開発許可番号による確認

木材生産に関する法規と合法性の確認に利用できる文書： ビクトリア州

- 1958森林法およびその改正
2004年持続可能な森林 (木材) 法
1987年保全森林土地法
1987年計画環境法
2014年木材生産実施規定

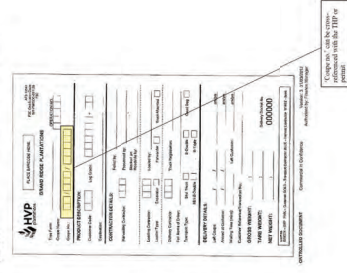
	天然林	プランテーション
異世公	<ul style="list-style-type: none"> ■ 州有企業VicForestからの納品書に伐採林区が記載されており、承認済み木材譲渡計画 (TRP) と参照可能 ■ 少量の伐採は森林生産ライセンスに基づく木材利用計画 (WUP) の承認によって行うことができ、その場合は州政府からの納品書記載のリンク番号によって確認 ■ 全てResponsible Wood認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 納品書に伐採林区番号が記載され、地方政府によって承認された木材伐採計画 (THP) と参照可能 ■ アグロフォレストリーや5ha以下のプランテーションに関しては規制外
異世採	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方政府によって承認された木材伐採計画 (THP) 	

- 州政府は天然林の伐採を停止させ、木材生産はプランテーションからのみにする政策を進めている

- 州有企業VicForestからの納品書
承認済み木材譲渡計画 (TRP) と参照可能な林区番号が記載
- 民間プランテーションからの納品書
地方政府によって承認された木材伐採計画 (THP) と参照可能な林区番号が記載



Attachment 2 - Example of VicForests delivery docket



Attachment 4 - Example of a plantation log delivery docket

出典：State Specific Guideline

<<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/aust-rlias-forest-policies/illegal-logging-victoria-state-specific-guideline.pdf>>の添付資料

木材生産に関する法規と合法性の確認に利用できる文書：

2013年森林管理法
1985年森林実施法
2014年林業法

2015年森林実施規定

	天然林	プランテーション
認定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 恒久木材生産地域：森林実務関 (EPA) から承認された森林実施計画 (FPP) ■ 恒久木材生産地域以外の公有地：EPPに拠、地方自治体からの開発許可 	プランテーション
認定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 私有木材保護区：森林実務関 (EPA) から承認された森林実施計画 (FPP) ■ 私有木材保護区以外の私有地：EPPに拠、地方自治体からの開発許可 	

オーストラリアからの木材輸出に関する許認可

- 2トン以上の木質チップ、丸太、断面積225cm²以上製材品は連邦輸出制限法の対象で、輸出許可が必要
→しかし全ての州は適切なプランテーション林業実施規定を持っていると評価され、プランテーションからの木材は免除。また4州の地域森林合意締結地域から生産された木材も免除
- サンダルウッド (白檀) 原木の輸出に関しては森林産物生物多様性保全局からの森林産物 (サンダルウッド) 許可および商品生産者許可 (私有地の場合)、または連邦農業水資源省が承認した商業目的許可 (公有地の場合) が必要
- CITESリスト掲載種は存在しない

オーストラリアにおける森林認証

- 現在オーストラリアで生産される木材の約9割は認証材と言われる
(業界団体、認証機関からの聞き取り)
 - 特にプランテーション (1.95百万ha) のほとんどは認証林
 - しかし認証天然林での伐採について違法判決事例があり、注意が必要 (後述)
- FSC
- 12事業者の1.2百万haが認証林 大部分はプランテーション
 - 250事業者がCoC認証。このうち32社は木質チップも製造
- PEFC : Responsible Wood (旧Australian Forestry Standard)
- 29事業者の11.4百万haが認証林 大部分は天然林+プランテーション1.8百万ha
(ほとんどが公有林)
 - 249事業者がCoC認証。このうち15社程度は木質チップも製造

FSCとPEFCの双方から認証を受けているのは1.0百万ha

オーストラリアにおける違法伐採の事例

- 西オーストラリア州においてサンダルウッドの違法伐採事例が知られている
- 地域森林管理合意の下での天然林伐採について違法判決事例がある
 - ▶ ビクトリア州：Responsible Wood認証を取得した州林業公社が公有地の天然林施業→NGOに地域森林合意の要件が満たされていないとする訴訟が起こされ、連邦の環境保全生物多様性保護法が適用されて違法判決(2020年)。現在上訴中。
 - ▶ タスマニア州：NGOが地域森林合意が無効であるとして裁判に訴えた(裁判中は州林業公社による操業が停止) →NGOが敗訴 (2021年2月)

小括

- オーストラリアで生産されている木材の大部分は、植林木（プランテーション由来）へと転換された
- 州ごとに天然林／プランテーション、公有／私有ごとに所有ライセンス、伐採認可制度が整備されており、サプライヤーからの配送受領証によって確認可能
- 生産されている木材の大部分は認証材
 - FSC：主にプランテーション
 - PEFC (Responsible Wood)：主に公有天然林+プランテーション
- 地域森林合意締結地域の森林の環境保護は州政府に委託されており、州政府からの許可のみによって合法性が確保できることになっている。しかし天然林からの木材については（認証材であっても）訴訟事例もあり、注意が必要。

オーストラリア② ＜先進事例：違法伐採禁止法＞

(公財) 地球環境戦略研究機関
自然資源・生態系サービス領域

山ノ下 麻木乃



- 1 違法伐採禁止法の概要
- 2 違法伐採禁止法の運用状況
- 3 デューデリジェンス要件と民間の対応



2012年違法伐採禁止法 (Illegal Logging Prohibition Act 2012) 2012年違法伐採禁止規則 (Illegal Logging Prohibition Regulation 2012)

違法伐採禁止法

- ① 違法に伐採された木材・木材製品を禁止
 - 違法伐採木材の輸入
 - 国内で違法伐採された木材加工
 - 5年間の拘禁・罰金 (約880万円)
- ② デューデリジェンスの実施
 - 輸入・加工の前にリスク評価とリスク低減を行う
 - 罰金 (最高約530万円)

違法伐採禁止規則

②のデューデリジェンス要件の細則

2012/11	• 違法伐採禁止法制定 <small>以降、「①違法伐採の輸入と加工は犯罪」のみ有効</small>
2014/11	• 違法伐採禁止法施行 • 違法伐採禁止規則 (DD要件) 発効 <small>以降、「②DD実施義務」も有効</small>
2015-2018	• ソフトスタート・コンプライアンス期間開始 • 違法伐採禁止規則の影響評価実施 • 中小企業への影響評価 • 政府の規則の改正案 • 上院で否決
2018	• 法定レビュー「違法伐採禁止法開始5年間の運用」 • 「違法伐採遵守計画」発行 • ソフトスタート期間終了、本格的な実施の開始

違法伐採禁止法の概要

(1) 違法伐採定義：伐採時の合法性に焦点

「収穫場所において効力を有する法律に違反して木材を収穫すること」

(2) デューデリジェンス規制対象者

- ① 規制木材製品を輸入する者
 - 除外規定：リサイクル材料（製造工程の副産物はリサイクルとみなさない）、委託品の合計価格が1000豪ドル(約8万円)以下
- ② 国内で伐採された原木を加工する者
 - 他の法律との義務の重複を避けるため、伐採者ではなく原木加工者を対象

(3) 規制木材製品

関税HSコードによって定義：木材・木製品 (44類)、バルブ (7類)、紙 (48類)、家具 (94類) (楽器、スポーツ用品、印刷物などの特定の輸入品、製品の輸送に使用される包装材は対象外)



1 違法伐採禁止法の概要

2 違法伐採禁止法の運用状況

(政府の運用方針・監査等)

3 デューデリジェンス要件と民間の対応



管轄官庁：農業・水資源・環境省 (Department of Agriculture, Water and the Environment)

基本的な運用方針と今後の計画を「違法伐採遵守計画 (Illegal Logging Compliance Plan, 2018年)」として公表

政府の運用方針：

運用方針① 教育、アウトリーチ、アドバイス

- ウェブサイト整備：わかりやすいDDガイドランスの提供、DDのテンプレートの提供、信頼性の高い情報源のリンク
- ワークショップ開催、パンフレット送付

運用方針② データ分析

- 省内のデータ共有
- 税関との協力
 - 誰が何を輸入したかという情報を把握
- リスクの高い製品とそれを扱う事業者の特定、監査への活用

運用方針③ コンプライアンス監査

- 「違法伐採木材かどうか」ではなく、「DDが適切に実施されているか」を監査
 - 事業者のDDSと特定の製品に対するDDプロセスを面で監査
 - 輸入業者を重視 (輸入業者数が多い、遵守率低い)
- ソフトスタートコンプライアンス期間 (2011-17年)
 - 監査で罰則を適用せず、アドバイスを提供
 - 輸入量上位500社 (当時規制対象木材製品の約80%) を対象に監査実施
 - 輸入業者に法規則を理解してもらうこと、当局の能力を高めることに重点

ソフトスタートコンプライアンス期間のメリット

- 事業者が法律に対する対応方法をテストし、必要な修正ができる。
- 政府は、監査における最低基準を設定する根拠を得られる

デューデリジェンス要件の中小企業への影響評価：

- 「中小企業が過度の負担を強いられている」という業界からの懸念の声に対応するために実施
- 民間企業からDDのコストデータ等を収集、分析
- 「低リスク製品を扱う事業者への過度な負担」は問題
- DD要件の一部修正を提案 (森林認証材のみなし遵守の導入)
- 上院で否決され、修正ならず

今後の運用方針：

- 教育、アウトリーチ強化、ツール開発
- リスクベースアプローチに移行
 - リスクが高いと判断される対象を監査

リスクベースアプローチのメリット

- 低リスクの事業者へのコスト負担軽減
- 政府の監査のコスト軽減
- そのためには、政府が情報を分析し、高リスクの可能性ある業者、製品を把握する必要あり

1 違法伐採禁止法の概要

2 違法伐採禁止法の運用状況

3 デューデリジェンス要件と民間の対応

(事業者の対応・困難など)



デューデリジェンスシステム (DDS)

- 規制木材製品輸入・国産原木加工に先立って、DDSを設けなければならない
- DDSは、輸入・加工する都度、どのような行動をとるべきかを決定するもの

要件：

- 会社名等連絡先、企業番号
- DDSの担当者連絡先
- 違法に伐採された木材を輸入・加工するリスクを最小限に抑えるための手帳書

民事罰：22,200豪ドル (約180万円)

事業者は、要件を満たしたDDの方法、製品輸入・加工前のDD実施を定めた規則・手順書などを**文書化する必要がある**。
→監査で求められる

事業者の対応：

- 公開された業界団体のDDツールをベースに独自のDDSを構築。業種や輸入元、取り扱い製品を考慮して独自化(建築用材を輸入する大企業の場合)
- 政府が公開しているテンプレート、国内外で公開されているDDツールをそのまま使用
- 民間コンサルタントに依頼

デューデリジェンス要件 (デューデリジェンスシステムに求められる内容)



DDステップ1：情報収集の要件 (輸入の場合)

合理的に可能な限り下記の情報収集：

- 製品の種類と商品名
- 製品の数量
- 製品が製造された国
- 木材が伐採された国、地域、伐採ユニット
- 木材の樹種名 (一般名称または学名)
- サプライヤーの詳細 (名称、住所、識別番号等)
- 購入の際にサプライヤーから提供された書類
- 木材が合法的に伐採されたことを証明する資料や書類

「合理的に可能な限り」とは？

必要な情報の入手可能性、**情報収集にかかる時間・費用・難易度、必要な手順などを考慮する必要がある**。
「製品にどのような木材が含まれているか」、「その木材がどこから来たのか」という**基本的な質問に答えられなければ、リスクの特定と評価のステップでその製品が低リスクであると結論づけるのは困難となるだろう。** (政府ウェブ/サイト)

- 情報収集において最低限必要な項目が政府から提示されている。
- これらがわからない場合は低リスクとみなすことはできない。

事業者：

- サプライヤーから情報を得ることになるため、信頼関係がないと情報を得られない
- 最終的に「リスクが高い」と結論されることを避けるため、詳細情報を収集する傾向あり。

DDステップ2：リスクの特定と評価の要件

3つの手法が政府から提示されている

- 木材合法性枠組の使用**
 - 森林認証FSC・PEFCの活用
- 国別・州別ガイドラインの使用**
 - 政府が主要な貿易相手国政府と交渉し作成した文書、
 - どのような書類や情報を収集すればよいか
 - 木材伐採を規制する法的枠組、合法性を証明する書類、木材の輸送、加工、輸出承認プロセスに関する情報
 - 現在10か国完成、現在5か国交渉中
 - 国産材のためには、州別ガイドライン

規定されたリスク要素

- ①、②に当てはまらない場合、政府が提示している5つの質問に回答し、リスクを判断する

①木材合法性枠組の使用 (森林認証)

- 使用条件：**
- サプライヤーと輸入製品が認証を受けている (CoC)
 - 製品が違法な出所から輸入されたものでないことを判断
- 確認事項：**
- サプライヤーの証明書番号
 - サプライヤーが証明書の所有者である
 - 証明書の有効期限が提供されている
 - 製品が証明書発行記録にリストされている
 - 納品が注文通りである

これに加えてリスク情報の収集と評価も必要

サプライヤーの理解 (教育) が重要

- 認証の証明書と製品を結びつけるような書類作成がされている必要がある
 - インボイス・パッキングリストに認証番号等が明記されている、など

DDステップ2：リスクの特定と評価の要件

3つの手法が政府から提示されている

- ① 木材合法性枠組の使用
 - 森林認証FSC・PEFCの活用
- ② 国別・州別ガイドラインの使用
 - 政府が主要な貿易相手国政府と交渉し作成した文書、
 - どのような書類や情報を収集すればよいか
 - 木材伐採を規制する法的枠組、合法性を証明する書類、木材の輸送、加工、輸出承認プロセスに関する情報
 - 現在10か国完成、現在5か国交渉中
 - 国産材のためには、州別ガイドライン

③ 規定されたリスク要素

- ①、②に当てはまらない場合、政府が提示している5つの質問に回答し、リスクを判断する

②国別・州別ガイドラインの使用

使用条件：

- 国別ガイドライン該当国で伐採された木材である

確認事項：

- 製品がガイドラインの対象国で伐採されたか
- ガイドライン記載の文書を手したか？（すべての記載文書を収集する必要はなく、合理的に可能なものだけでよいが、合理的なリスク評価を行うのに十分な情報が必要）
- 収集情報と書類を使って、製品のリスクを評価（ガイドライン以外の情報収集も必要）

国別ガイドライン記載の書類を入手だけでなく、それ以外のリスク情報等の収集も必要

DDステップ2：リスクの特定と評価の要件

3つの手法が政府から提示されている

- ① 木材合法性枠組の使用
 - 森林認証FSC・PEFCの活用
- ② 国別・州別ガイドラインの使用
 - 政府が主要な貿易相手国政府と交渉し作成した文書、
 - どのような書類や情報を収集すればよいか
 - 木材伐採を規制する法的枠組、合法性を証明する書類、木材の輸送、加工、輸出承認プロセスに関する情報
 - 現在10か国完成、現在5か国交渉中
 - 国産材のためには、州別ガイドライン

③ 規定されたリスク要素

- ①、②に当てはまらない場合、政府が規定する5つの質問に回答し、リスクを判断する

③規定されたリスク要素

使用条件：

- ①、②に当てはまらない場合
- ①、②を使用してもリスク評価でさなかつた場合

確認事項：注目すべきリスク

1. 木材が伐採された地域に違法伐採が多いか？
2. 樹種はこの地域で違法伐採されることが多いか？
3. 伐採地に武力紛争があるか、最近あったか？
 - 紛争は、現地政府が合法的な木材伐採を確保することを困難にする
4. 製品はどの程度複雑か？
 - サプライチェーンが長く、複雑な複合製品は、違法な木材が使用されているリスクが高くなる
5. 木材が違法伐採されたことを示す情報があるか？
 - 文書偽造、顕著に安い価格、現金取引のみなど

上記を踏まえ、製品の総合的な違法伐採リスクの判断を結論する（高・中・低）

DDステップ3：リスク低減の要件

「低リスクではない」という結論に至った場合は、輸入する前に特定されたリスクに見合った、十分なリスク低減プロセスを実施する必要がある

- ① 木材合法性枠組の使用
 - 森林認証FSC・PEFCの活用
- ② 国別・州別ガイドラインの使用
 - 政府が主要な貿易相手国政府と交渉し作成した文書、
 - どのような書類や情報を収集すればよいか
 - 木材伐採を規制する法的枠組、合法性を証明する書類、木材の輸送、加工、輸出承認プロセスに関する情報
 - 現在10か国完成、現在5か国交渉中
 - 国産材のためには、州別ガイドライン

③ 規定されたリスク要素

- ①、②に当てはまらない場合、政府が提示している5つの質問に回答し、リスクを判断する

DDステップ3：リスク低減の要件

「低リスクではない」という結論に至った場合は、輸入する前に特定されたリスクに見合った、十分なリスク低減プロセスを実施する必要がある

例：

- サプライヤーからより多くの証拠や情報を求める
- サプライヤーに代替品を依頼する
- サプライヤーを訪問しサプライチェーンの詳細を確認
- 監査の実施
- 製品やサプライヤーの変更

• サプライヤーの訪問、サプライヤーと上流のサプライチェーン訪問による情報収集は有効なリスク緩和の手段
• さらなる情報収集を行ってもリスクを緩和できないことがある

- 紙製品、家具：伐採地までさかのぼれない場合あり
- 製品の変更（認証材）、サプライヤー変更はめづらしくない

まとめ オーストラリアの違法伐採対策の特徴

- オーストラリアは違法伐採対策として、違法伐採木材製品の取り扱いを禁じると同時に、デューデリジェンスを義務付けている
- 政府の監査では、事業者が取り扱っている製品が違法伐採木材製品かどうかではなく、法で要求されている「デューデリジェンスを適切に実施しているか」を注視している
- 事業者は政府が提供するデューデリジェンスの要件、ガイダンス、テンプレートや、業界団体が開発したツールを使ってデューデリジェンスシステムを構築・運用している
- 事業者のリスク低減策は、追加の情報収集に加え、製品の変更（認証材へ）やサプライヤー変更が行われている

DDステップ4：記録の要件

- デューデリジェンスプロセスで行ったすべてのステップを網羅した記録を保持し、5年間保存する必要がある

監査ではこれらの記録の提出が求められる

DDステップ5：税関申告

Community Protection Question (CPQ：地域保護のための質問)に回答：「輸入者は違法伐採禁止法関連規制のデューデリジェンス要件を遵守していますか？」

Noと回答しても輸入は可能
輸入者に対する法律の認識を高めるため

ご清聴ありがとうございました。

山ノ下麻木乃

IGES Institute for Global Environmental Strategies
公益財団法人 地球環境戦略研究機関

令和元年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち
海外情報収集事業

追加的措置の先進事例収集事業

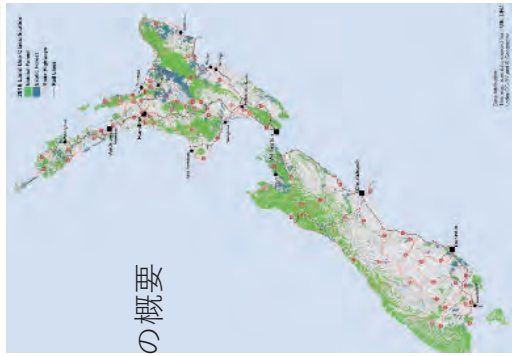
ニュージーランド

2021年3月5日

一般社団法人全国木材検査・研究協会 小澤眞虎人

報告内容

- 1 概要（森林及び林業／林産業）
- 2 木材需給の状況
- 3 木材の生産・流通等に関する法令の概要
 - (1) 資源管理法
 - (2) 森林法
 - ・ 現行森林法
 - ・ 改正森林法 (2020年)
 - ・ 改正予定森林法 (2021年以降)
 - (3) 一次産品徴税法
- 4 リスク低減への取組



1 概要（森林及び林業／林産業）

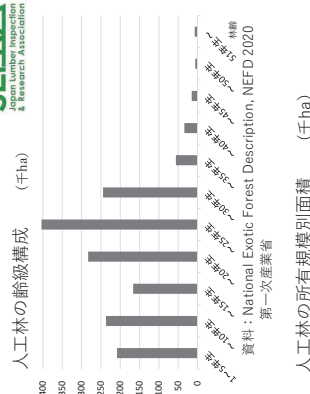
項目	データ	備考
国土面積	2,680万ha	日本の約7割
人口	5,112千人	2020年12月末現在
森林面積	847万ha	森林率32% (2018年)
人工林面積	204万ha (2018年)	170万haが外来樹種 ・ 90%がラジアータパイン ・ 96%が私有林
天然林面積	643万ha	約520万haが保全対象(2018年)
林業雇用者数	7,350人	2020年2月現在
林産業雇用者数	12,190人	2020年2月現在

資料：ニュージーランド土地被覆データベース (2018)、Stats NZ及び第一次産業省

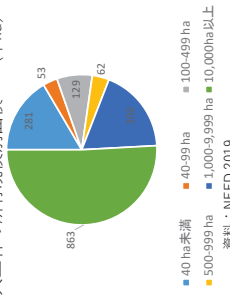
森林認証面積		CoC認証数
FSC	132万ha	2021年1月 150
PEFC	62万ha	2020年9月 25

※重複面積59万ha (2019年) を除くと134万ha
(人工林の約4分の3は認証森林)

人工林の年齢構成



人工林の所有規模別面積



資料：NEFD 2019

2 木材需給の状況

- ・ 近年、木材生産は増加傾向、輸出ととりわけ中国への丸太輸出が増加。国内加工は横ばい。
- ・ 輸入は少ないものの、近年微増。国内消費は横ばい/微増。

丸太生産量と供給先の推移



年	生産量	輸入量	輸出量	国内消費量
2016	30,989	4	17,428	13,564
2017	34,001	4	19,216	14,790
2018	35,684	3	21,384	14,303
2019	35,843	4	21,721	14,126
2020	32,909	6	19,167	13,748

製材品国内消費量（推定）の推移

年	生産量	輸入量	輸出量	国内消費量
2016	4,115	74	1,735	2,454
2017	4,651	71	1,627	3,095
2018	4,415	72	1,936	2,550
2019	4,523	167	1,990	2,700
2020	4,076	153	1,735	2,493

注) 国内消費量=生産量+輸入量-輸出量。2020年は暫定値。
資料 第一次産業省Forestry and wood processing dataより作成

資料：第一次産業者

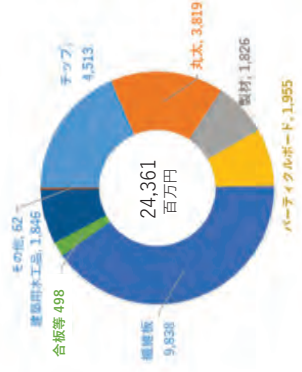
ニュージーランドの木材輸出入の主要相手国（2019年）

丸太	輸入量		輸出量	
	千m ³	千m ³	千m ³	千m ³
丸太	豪州	3	中国	17,364
	ソロモン諸島	1	韓国	1,866
	チリ	1	インド	1,524
製材品	カナダ	27	日本	342
	豪州	13	中国	506
	ソロモン諸島	6	米国	253
合板	(パネル類)	10	ベトナム	199
	中国	8	豪州	10
パーティクルボード	中国	33	日本	44
	豪州	25	日本	44
繊維板	豪州	19	日本	278
	ベトナム	81		

我が国のニュージーランドからの木材輸入量の推移

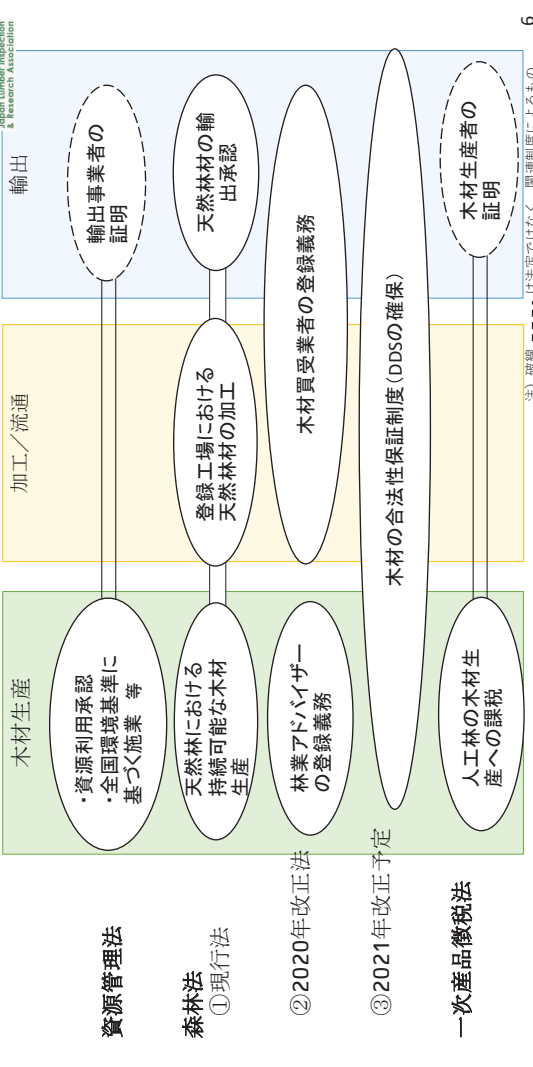
年	丸太	製材品	合板等	パーティクル	繊維板	チップ
	千m ³	千m ³	千m ³	千m ³	千トン	千トン
2016	431	69	23	51	207	330
2017	378	66	17	45	224	291
2018	382	66	13	46	234	274
2019	354	67	13	44	209	273
2020	284	51	9	38	165	208

我が国のニュージーランドからの木材及び木材製品輸入額（2020年・HS44類）



資料：財務省貿易統計

3 木材の生産・流通等に関する法令の概要



(1) 資源管理法 (Resource Management Act 1991)

- 森林のほか、大気、水、水産資源、農地/宅地の保全等も含む包括的な環境法制。
- 国は基本的法制度を定め、国家方針文書や全国環境基準を示す (2018年「人工林施策に関する全国環境基準 (NESPf)」施行)。
- 地方自治体は地域ごとの計画を策定し、これに基づいて開発行為の承認等を実施。
- 開発行為等を、環境への影響度合いに応じ、①許容、②管理、③制限つき裁量、④裁量、⑤非適合、⑥禁止に分類。
- 「許容」の行為は自治体の承認不要、「管理」以上は資源利用承認 (Resource Consent) が必要。
- NESPfでは、新規植林、土木工事、収穫、機械地帯等の作業ごとに、林業生産活動が「許容」等となるための全国一律の基準、手続き等を規定。

✓「許容」になる条件

- 作業の届出及び伐採計画の提出
 - 計画事項 a) 集材方法、b) 伐採の時期・期間、c) 保全対象区域がある場合のリスク緩和方策、d) 在来植生や下流への影響の緩和方策、e) 伐採中・伐採後における影響管理及びモニタリングの方法
 - 地表の攪乱及び土砂流出の抑制
 - 淡水域や沿岸域周辺での攪乱の抑制
 - 伐採に伴う端材や枝条の適切な管理
- 例：主要な溪流や湖沼の近傍10m以内の範囲では林業機械を使用しない
例：端材等は河川の流水域や氾濫しやすい区域に存置しない

- 第一次産業者は、輸業者に対し、関係事業者が資源管理法を遵守している旨を証明する、木材輸業者情報証明書 (Exporter Information Statement EIS) の発行が可能。

(2) 森林法 (Forests Act 1949) (その1)

現行法

- 天然林の私有林における持続可能な木材生産とこれらの国内加工、半製品の輸出について規定。
- 伐採は以下の「持続可能な森林経営計画」又は「同許可」に基づくもののみ可能。

項目	持続可能な森林経営計画 (sustainable forest management plan)	持続可能な森林経営許可 (sustainable forest management permit)	計
計画期間	50年以上	10年	
計画事項	計画期間、収穫予定樹種と数量、森林資源インベントリ、対象面積、収穫予定樹種と蓄積、上伐採量等 森林の管理及び保全の方法、持続可能な森林経営の方針等	持続可能な森林経営許可	
年次伐採計画	対象樹種ごとの伐採予定量、伐採対象区域、地況 (地形、撤出路・土場の設置等)、伐採及び集材の方法等、これらを表示した図面		承認件数
			面積
計量			167件
			77千ha
			119千m ²

(計画量は2018年3月現在有効なもの合計)

- 加工は登録工場のみ許可
- 登録工場は、丸太の樹種・数量、関係する「持続可能な森林経営計画」又は「同許可」の年次伐採計画等を3か月ごとに実績報告。登録は毎年更新。
- 製材品の輸出には許可が必要
- 天然林材の製材品は2樹種 (ナンキョクブナとリム) のみ輸出可。家具等の最終製品の輸出は制限なし。
- 輸業者は輸出申請書 (Notice of Intention to Export) を提出し、第一次産業者が裏書きしたものが合法性の証明書となる。

(2) 森林法 (その2)
2020年改正森林法

- 2020年7月成立。2021年に細則を制定し、制度開始を予定。
- 木材の適正な取引、林業経営に対する助言活動等の水準の確保と信頼性・透明性の向上を図ることを目的。
- 第一次産業省又は同省が認定した機関で登録。以下の対象事業を行う場合は登録が必須。

項目	木材買受事業者 log trader	林業アドバイザー forestry adviser
属性	個人又は法人	個人
対象事業	丸太又は立木の購入 丸太の輸出 自ら育成した森林の丸太の加工	森林施業に関する助言。 (森林の造成、管理及び保護、土地の管理又は保護、木材の評価・取替、販売・利用、林業分野の資産の評価等) 木材その他の林産物の売買の代行
除外	年間の取扱量が2,000㎡又は細則で定める量以下の者 運材等の物流のみを行う者	農地境界の種蒔等に対する助言を行う者 他の法律による免許(不動産、会計等)等に基づいて助言を行う者等 <左記に追加して> 継続的な職業研修及び技術研修の受講 倫理規程 code of ethics の遵守義務 (専門家としての責任(誠実さ、技術的正確さに関する最も水準の維持)、顧客に対する責任、専門水準の維持等)
登録事業者の義務	林業実施基準の遵守 事業者間の協定の遵守 登録要件の維持、記録の保存、定期報告等	林業の各種作業の実施及び助言の提供に係る基準(以下の内容を含む) 土地の造成、植林、森林管理、伐採の計画立案及び準備、森林評価 森林の保全、持続可能な土地利用、生物多様性、排出量取引 国内での取引又は輸出に関する売買契約及びその他の必要事項
林業実施基準とは		登録せしめ業務を行った者、義務を怠った者等には罰則あり。 不正行為があった場合は登録の取り消し、更新申請の却下等を措置。
罰則等		9

(2) 森林法 (その3)
2021年改正による木材合法性保証制度 (Wood legality assurance system)

合法性の定義	ニュージーランド国内または輸入木材の原産国で適用される関連法に従って木材が認証されていること
合法性の確認方法	国内加工業者、輸出業者及び輸入業者が合法性基準を満たしていることについて、第三者機関が検証(監査)
合法性基準の要件	事業者は、 ・ デュレージエンスシステムを設け維持すること ・ 購入した木材が合法性の要件を満たしていることを示す情報を要求し、評価し、保持し、定期的に報告すること ・ デュレージエンスシステムに関する監査可能な記録を保存すること
合法性要件を満たしていることを示す情報	国内加工業者及び輸出業者 ・ 製品に含まれる樹種の通称名及び学名 ・ 数量及び金額 ・ 生産国名 ・ 供給者の情報(名称、住所、商号、納税者番号等) ・ 森林所有者からの合法性宣言 ・ 森林所有権の登録事業体番号 ・ 伐採者が国内で合法的に行われたことの証拠書類(必要に応じ)
対象物品	国内の人工林から生産された木材及び木材製品 44類(木材及び木材製品)、47類(木材パルプ)、48類(紙及び紙並びに製紙用パルプ)及び94類(家具、プレハブ建築物等)

スケジュール
(今後の予定)

2021年5月	法律業の国会提出(年内審議)
2022年4月	法律の制定、平行して3月よりWTO、その他CPTPP加盟国との協議等
2022年7月	細則の制定
2023年2月	法律の施行

(3) 一次産品徴税法 (Commodity Levies Act 1990)

- 一次産品(農産物、林産物等)の生産額や生産量に対し一定の割合で課税し、徴収を調査研究、人材育成等の振興策に充てることを規定。
- 木材は、2013年から制度化、2019年に改正。同法に基づく木材徴税令 (Commodity Levies (Harvested Wood Materials) Order 2019)により、人工林から生産された木材について、森林所有者に1トン当たり27セントを課税(2021年1月より33セント(=25円))。
- 大小の森林所有者の代表が構成する森林育成者徴税協会 (Forest Growers Levy Trust, FGLT) が徴税及び使途の割り当てを実施。

納税請求量と丸太生産量の比較

年	納税請求量 (千トン)	丸太生産量 (千㎡)
2017	33,480	33,984
2018	35,425	35,669
2019	35,815	35,825

資料: 納税請求量は Levy Statistics Data, FGLTより抽出。
1m=1トンを請求。丸太生産量は第一次産業者。

- 納税請求量を丸太生産量と比較すると、増減傾向や量はほぼ一致し、もれなく捕捉されている状況。

- 森林所有者からの申請に基づき、1年間有効の納税証明書 (Levy statement) が発行され、第一次産業者が裏書きしたものが合法性の証明書となり、輸出業者がとりまとめ。
- 韓国の違法伐採対策法令に対する証明書類として使用。

4 リスク低減への取組み
(1) 木材のトレーサビリティの確保

- 山元における丸太の生産から精込、運材及び加工施設又は輸出港への納入までの一連の商流を、荷物配送明細票 (Load Delivery Docket) という伝票形式の書類で管理。

<明細票の記載情報>

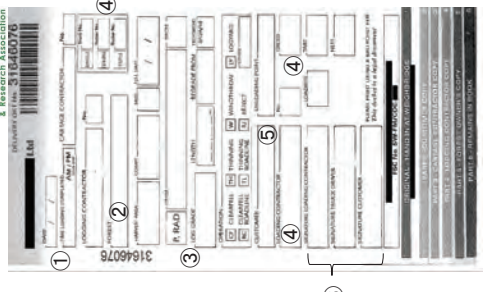
- ① 基本情報: 明細票番号、積込日、森林(又は丸太)所有者名
- ② 伐採情報: 生産林地(森林名、区画名等)、伐採業者名、伐採日、伐採/集材方法
- ③ 積荷情報: 樹種、本数、グレード、長さ
- ④ 運材情報: 積込業者名、運送業者名、トレーラ番号、総重量、車体重量・積荷重量
- ⑤ 売買情報: 買受者名、荷卸地
- ⑥ 関係者確認(サイン)欄



- 丸太輸出の際、輸出業者はバーコードを貼付し、一本ごとに管理。
<バーコードの情報>
明細票番号、積込日及び積量番号、丸太情報(樹種、径級、長さ、材積、皮付き有無等)、船舶名、等

'View Docket'で明細票情報を確認可能

輸出丸太に貼付されたバーコードとモバイル機器による読み取り



(2) 熱帯産木材の輸入についての取組み

- 木材輸入業者等の団体であるニュージーランド輸入木材貿易グループ (NZ Imported Timber Trade Group NZITTG) では、
- ① 取り扱う熱帯産木材はすべて産地における合法性証明を有するものとし、85%以上は持続可能性が第三者によって証明されたものとする。
- ② 熱帯産木材のうちメルバウ (NZ現地名Kwila) については、森林認証材のみ取り扱う。
- ③ 木材の合法性を証明する各種スキームの妥当性を独自の観点の「基本原則・規準・指標」から評価。

- 8つの基本原則の下に、18の規準及び40の指標を設定。
- 基本原則 ii を「明確でわかりやすい合法性基準」とし、8つの規準 (右図) と21の指標に整理。

- ニュージーランド国内のネット販売大手の一つである Trademe では、メルバウ材を使用した家具やウッドデッキ用木材は、PEFC又はFSC認証材に限定。

合法性証明スキーム評価表
<部分>



規準	指標
基本原則 i	ii-1 明確な伐採権
	ii-2 森林管理計画の策定
	ii-3 税金や対価の支払い
基本原則 ii	ii-4 地域コミュニティの権限の尊重
	ii-5 人権や社会/環境法制への適合
	ii-6 伐採行為の適合性
	ii-7 不許可の行為のコントロール
	ii-8 加工・輸出の合法性

報告会での質疑応答

質問	回答
モザンビークから日本への輸入はあるのか？	以前は木質チップの輸入があったが、現在の輸入量は僅かなものとなっている。
カメルーンにおいて、OLB は認証材とみなしてよいか？	FSC と同様の認証材と認識している。
モザンビークではどのようなリスクがあったか、現地調査で感じたことなどはあるか？	現地調査は実施できず、現地の専門家と協力して調査を実施した。リスク情報の詳細は、今後公開される報告書に収録されているためご覧いただきたい。
米国について、政権変更によってどのような変化が起こるのだろうか？	一般的に、これまで民主党政権になると環境保護や森林保全に政策が強化されてきた。ただし、連邦有林以外の林業政策は州政府が担っており、日本への輸出が多いオレゴン、ワシントン州は民主党支持者が多い州である。州政府が州法により規定している現在の林業に係る環境保護政策は、一度強化したところ私有林所有者の森林管理及び木材生産の意欲が減退し、森林の荒廃がみられたため、規制を少し緩めて調整した経緯がある。このような状況から、連邦政府の政権に変化があっても、州政府の政策にあまり大きな変化はないと思われる。
オーストラリアについて、森林認証のみなし遵守とはどんな提案だったのか？なぜ議会で否決されたのか？	みなし遵守とは、認証材であれば、デューデリジェンスをしなくても合法材とみなしてよいというルール。現状では、認証材であってもデューデリジェンスでリスクを確認しなければならないことになっている。否決の理由として、認証材は持続性を担保するものであって、合法性を必ずしも担保するものではないという意見があったと、政府担当者のインタビューで聞いた。
オーストラリアの違法伐採対策における業界団体の役割は何か？	業界団体へのインタビューは今回1団体しか実施していないが、その団体によれば、木材には違法伐採という風評リスクがあったが、違法伐採禁止法はそれを払しょくで

	<p>きる追い風と捉えており、全面的に会員を支援している、とのことであった。業界団体は、デューデリジェンスツールの開発や、会員からのデューデリジェンスに関する相談への対応、政府当局に対する確認などを行っている。</p>
<p>ニュージーランドについて、熱帯材輸入に対する取組はあるのか？</p>	<p>熱帯材については、グループの取組の一部を報告した。合法性 100%、持続性 85%達成を目的に 90 年代から活動を行っている。</p>
<p>ニュージーランドでラジアータパインの野生化が問題となっていると聞いたが、国として取組はあるのか？</p>	<p>外来針葉樹約 10 種の野生化が問題になっている。人工林施業の基準において、新規植林や再造林における野生化リスクを評価する仕組みがある。林業施策においても野生化に対応するため、在来種に置き換える取組が行われている。</p>
<p>ニュージーランドは人工林のほとんどが認証林のようだが、そうでない人工林はあるのか？</p>	<p>小規模所有者の人工林は認証林でない場合がある。小規模所有者の人工林からの木材輸出の増加が今後見込まれることも踏まえ、新たに国全体で合法性を証明する制度を導入するという考えである。</p>
<p>ニュージーランドから中国への丸太の輸出はしばらく続くのだろうか？</p>	<p>国内需要や欧州（ドイツ等）からの虫害材の輸入の状況にもよるが、傾向としては続くだろうと考える。ニュージーランド政府にも中国への丸太輸出にだけ依存することに対する懸念があり、各種取組の背景となったと認識している。</p>